

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）

「高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること」について

平成22年8月

職業安定局高齢者雇用対策課	(土田 浩史課長)
職業安定局障害者雇用対策課	(山田 雅彦課長)
職業安定局雇用開発課	(水野 知親課長)
職業安定局企画課	(土屋 喜久課長)
職業安定局若年者雇用対策室	(田中 佐智子室長)
職業安定局就労支援室	(川村 徹宏室長)
職業安定局外国人雇用対策課	(野口 尚課長)

1. 政策体系上の位置付け

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標 IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の安定を図ること				
施策大目標 分野	1	2	3	4
	需給調整機能強化	雇用機会の創出	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進	求職活動中の生活の
施策中目標				
1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること			

※ 並列する施策中目標はありません。

【政策体系（文章）】

基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策大目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

施策中目標1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること

(関連施策)

特になし

(予算書との関係)

一般会計

- (項) 職業能力開発強化費 : 職業能力開発の強化に必要な経費（一部）
 (項) 高齢者等雇用安定・促進費 : 高年齢者等就業機会確保事業の実施等に必要な経費（一部）
 : 若年者等の雇用の安定・促進に必要な経費（一部）
 : 高年齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費（一部）

労働保険特別会計雇用勘定

- (項) 高齢者等雇用安定・促進費 : 試行雇用奨励金（全部）
 (項) 高齢者等雇用安定・促進費 : 高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費（一部）

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

(施策小目標1) 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保を図ること

(施策小目標2) 障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて雇用の安定及び促進を図ること

(施策小目標3) 若年者の雇用の安定・促進を図ること

(施策小目標4) 就職困難者等の円滑な就職等を図ること

(予算)

一般会計	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額) (百万円)			177,606 (173,401)	484,451 (475,640)	37,347
労働保険特別会計					
予算額 (決算額) (百万円)			79,134 (72,026)	180,842 (80,655)	121,585

※平成19年度以前は、予算組み替えのため算定困難

3. 施策を取り巻く環境 一 評価の前提

（1）施策の枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画等）

人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策※の推進に取り組む必要があります。

このような観点から、

- （1）高年齢者等の雇用の安定・促進
- （2）障害者の雇用の安定・促進
- （3）若年者の雇用の安定・促進
- （4）就職困難者等の円滑な就職支援

といった労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図るための諸施策を講じています。

※「積極的雇用政策」とは、政府が積極的に変更できる政策であり、職業訓練、若年者・高齢者雇用対策、雇い入れ支援や雇用維持支援のための給与助成など、主に失業者が就職することを支援する政策を言う。

（1）高年齢者等の雇用の安定・促進

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もって高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目指しています。

（2）障害者の雇用の安定・促進

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的としており、これに基づき、

- ・障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて障害者の就職の促進
 - ・雇用・福祉等との連携等による障害者の就労支援（障害者就業・生活支援センター等）の強化
 - ・障害者雇用率制度（※事業主に一定割合の障害者の雇用を義務付ける制度）の厳格な運用を通じた障害者の雇入れの促進
- 等を目的とする事業を実施しています。

（3）若年者の雇用の安定・促進

新卒者の就職支援を強化するとともに、フリーター等が安定した職に就くことにより、我が国の将来を担う若者が、安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指しています。

(4) 就職困難者等の円滑な就職支援

目的等：

- i 高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を、公共職業安定所若しくは地方運輸局又は有料・無料職業紹介事業者若しくは無料船員職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定就職困難者雇用開発助成金を支給することにより、就職困難者等の円滑な就職等を図ることを目的としています（根拠法令：雇用保険法第62条第1項第3号及び第5号）。
- また、雇用失業情勢が厳しい場合に再就職援助計画対象者の早急な再就職を促進するため、厚生労働大臣が「雇用に関する状況が全国的に悪化したと認める」場合等に、再就職援助計画対象者（45歳以上60歳未満）を雇い入れる事業主に対し、緊急就職支援者雇用開発助成金を支給します。
- ii 就労・自立の意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、個々の対象者の態様、ニーズ等に応じた就職支援を行います。
- iii ホームレスが多数存在する地域において、就業による自立の意思があるホームレスを対象に、就業支援相談や、ホームレスの就業ニーズに合った仕事・職場体験講習の開拓・提供を、地方公共団体等で構成される協議会に委託して実施し、その就業による自立を図ります。
- iv 派遣労働者や契約社員等の解雇・雇止めに伴って、社員寮等の退去を余儀なくされた離職者に対して、住居と安定就労の確保のための的確な相談・職業紹介等を行うとともに、住宅入居初期費用、生活・就職活動費等の貸与を行います。
- v 雇用対策法（昭和41年法律第132号）により、専門的・技術的分野の外国人の就業を促進するため、東京、愛知及び大阪に外国人雇用サービスセンターを設置し、これらを中核に、公共職業安定所の全国ネットワークを活用した支援を行うとともに、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」（平成19年厚生労働省告示第276号、以下「外国人指針」という。）に基づく雇用管理指導や、不安定雇用にある日系人求職者への支援等により、外国人の適正就労・安定雇用を図っています。
- vi 「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）により、非正規労働者等に対する新たなセーフティネットの構築等の緊急雇用対策の拡充・強化を行うため、「緊急人材育成・就職支援基金」を創設し、十分な技能及び経験を有さない求職者について、実習型雇用や職場体験を通じた正規の雇入れの促進を図るほか、民間職業紹介事業者を活用し、長期失業者や住居を喪失し就職活動が困難な者に対する再就職支援を実施することとされています。

(2) 現状分析（施策の必要性）

(1) 高齢者等の雇用の安定・促進

少子高齢化が急速に進行し、近い将来、社会を支える労働力人口が大幅に減少することが懸念されている中で、今後我が国の経済・社会の活力を維持していくためには、高齢者が長年培った

知識や経験を活かし、意欲と能力のある限り社会の支え手として活躍し続けることができる社会を実現することが必要不可欠です。

また、高齢者の生活の安定のためには、公的年金の支給開始年齢が、平成25年度には定額部分が65歳に引き上げられ、報酬比例部分の引上げが始まることも踏まえ、60歳台前半における働く場の確保が重要な課題となっています。

このような中で、高い就労意欲を有する高齢者が長年培ってきた知識と経験を活かし、社会の支え手として生き生きと活躍し続けることができる環境を社会全体で築きあげることで、我が国経済社会の活力の維持を図ることが必要です。

→ 以上を踏まえ、高年齢者の安定した雇用の確保等を図るために、①事業主に対する定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の廃止のうちのいずれかの措置による年金支給開始年齢までの高年齢者雇用確保措置の義務付け、②高年齢者の再就職の促進に関する措置、③定年退職者等に対する臨時的かつ短期的又は軽易な就業等の機会の確保に関する措置の充実を図ること、等を内容とした法改正が行われ、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年法律第103号）これに基づくもの他、知識・経験を生かして雇用の継続を希望する高年齢者のニーズに応えるため、希望者全員が65歳まで働く企業の普及に努める等の高年齢者の雇用対策に取り組んでいるところです[施策小目標1関係]

（2）障害者の雇用の安定・促進

- 障害者の雇用については、平成21年6月1日現在の民間企業の実雇用率が、1.63%と前年比0.04ポイント上昇し、就職件数も前年度比1.8%増の45,257件であるなど、厳しい雇用情勢の中においても進展がみられます。
- また、平成21年度のハローワークにおける新規求職申込件数は、前年度比5.1%増の125,888件であり、障害者の方々の「働きたい」という意欲は一層の高まりをみせています。
- このように、障害者の雇用情勢の一定の改善はみられるものの、中小企業の実雇用率は低い水準であり、又、雇用率の達成企業割合も全体で45.5%であるなど、引き続き厳しい状況であることから、障害者の雇用機会の確保と促進のための取組を進める重要性は以前にも増して高いものであると考えられます。
- また、近年、精神障害者や発達障害者などの新規求職申込件数が増加しており、それらの障害特性が様々であることから、その雇用管理も困難であり、一人ひとりの特性に応じたきめこまやかな支援を行う必要があります。
- さらに、障害者雇用納付金制度の対象事業主が拡大されること及び短時間労働者が障害者雇用率制度の対象となること等を内容とした「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（平成20年法律第96号）が、平成21年4月から段階的に施行されており、企業に対する雇用率達成指導を強化する等障害者の雇用機会の確保を図る必要があります。

資料出所：「職業安定局調べ」 「平成21年障害者雇用状況報告」

(3) 若年者の雇用の安定・促進

若年者の雇用情勢については、失業率については、年齢計に比べて相対的に高い水準で推移するとともに、平成22年3月卒業の高校生の就職内定率は93.9%（平成22年3月末現在）と前年同期に比べ1.7ポイント低下し、平成22年3月卒業の大学生の就職率は91.8%（平成22年4月1日現在）と前年同期に比べ3.9ポイント低下しています。

また、フリーターの数については、平成15年の217万人をピークに5年連続で減少したものの、平成21年には6年ぶりに増加しています。以上の現状を踏まえれば、将来を担う若年者の雇用の安定を促進するための取組を進める必要性は依然として高いものであると考えられます。

（参考）

- ・フリーター数（平成21年） 178万人(対前年比8万人増)
- ・失業率（平成21年）
 - 15～24歳 9.1%(対前年比1.9ポイント増)
 - 25～34歳 6.4%(対前年比1.2ポイント増)
 - 年齢計 5.1%(対前年比1.1ポイント増)

資料出所：総務省「労働力調査（基本集計／詳細集計）」 厚生労働省「職業安定業務統計」

(4) 就職困難者等の円滑な就職支援

○ 高齢者、障害者、ホームレス、母子家庭の母等の就職困難者については、例えば、高齢者（60歳以上65歳未満）の平成20年度平均の完全失業率（労働力調査（総務省統計局）による）が4.3%（年齢計4.0%）となるなど、依然として高水準で推移し、職業安定業務統計（厚生労働省職業安定局）による同年度平均の有効求人倍率も0.77倍（年齢計0.74倍）と極めて低いものです。

さらに、福祉行政報告例（厚生労働省統計情報部）によると、近年、生活保護受給者は大幅な増加傾向にあり（約66万世帯（平成10年）、約131万世帯（平成21年））、受給期間の長期化や、その抱える問題の多様化がみられる状況にあります。

また、児童扶養手当受給者（母子家庭）についても増加傾向（約62万人（平成7年）、約102万人（平成21年））にあります。

平成22年1月実施のホームレスの実態に関する全国調査（厚生労働省社会・援護局）の結果によると、すべての都道府県でホームレスが確認され、全国でのホームレスの数は、13,124人となっています。また、19年1月実施の調査によるとホームレスとなった主な理由として、「仕事が減った」が31.4%、次いで「倒産・失業」が26.6%と仕事関係が多くを占めており、ホームレスとなる原因は、現下の厳しい経済情勢であると考えられます。

ホームレスの高齢化、路上生活の長期化、就労自立の意欲の低下が指摘されているところですが、今後の望む生活については、「きちんと就職して働きたい」が35.9%となっており、就業機会の確保を望む者が多数いることが確認されています。

平成20年秋以降の厳しい雇用情勢の中で、解雇や雇い止め等の離職に伴ってそれまで入居していた社員寮等からの退去を余儀なくされる等により、住居を喪失する離職者が依然として発生しています。

これらの者は、ひとたび住居を喪失すると、就職活動が困難となり、安定就労への再就職が困難となることから、その再就職を支援するためには、迅速に住居の確保を図ることが必要です。

以上の現状を踏まえれば、これらの就職困難者等に対する就職支援の必要性は高いと考えられます。

○ 外国人の雇用対策については、東京、愛知及び大阪に外国人雇用サービスセンターを設置して対応しています。

・来所する外国人留学生の新規求職件数は年々増加（H18：4,926人、H19：5,957人、H20：6,680人（業務取扱状況報告（職業安定局調べ）））しています。

→留学生を中心とした専門的・技術的分野の外国人労働者からの需要は高い。

○ 日系人重点支援地域の公共職業安定所9所（群馬局太田所、長野局松本所、岐阜局大垣所、美濃加茂所、静岡局浜松所、愛知局豊橋所、豊田所、刈谷所、三重局四日市所）に来所する外国人の新規求職件数は年々増加（H18：3,452人、H19：4,786人、H20：24,585人（業務取扱状況報告（職業安定局調べ）））しています。

→引き続き日系人労働者に対する就職支援を実施する必要性は高い。

○ 深刻な経済危機の中で、製造業を中心とした雇用調整により離職を余儀なくされた非正規労働者等については、失業期間が長期化することが懸念されます。

→非正規労働者など、十分な技能及び経験を有さない求職者に対する再就職支援を強化する必要があり、実習型雇用等を通じた正規の雇入れの促進を図るほか、民間職業紹介事業者を活用し、長期失業者や住居を喪失し就職活動が困難な者に対する再就職支援の強化等を図っています。（施策小目標4関係）

（3）施策実施上の留意事項（総務省、会計検査院等による指摘）

特になし

4. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。施策小目標ごとの詳細な評価は、5. を参照下さい。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）		H17	H18	H19	H20	H21
アウトカム指標						
1	希望者全員が65歳まで働く企業の割合（%）（48%以上／平成21年度）	—	33.0	37.0	39.0	44.6
達成率		【-%】	【66%】	【74%】	【85%】	【97%】
2	公共職業安定所における就職率（障害者）（%）（前年度実績以上／平成21年度）	15.5	17.6	17.5	17.1	16.8
達成率		【-%】	【-%】	【-%】	【95%】	【98%】
3	ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついたフリーターラ等の数（万人）（22.7万人／平成21年度）	11.9	24.0	17.2	18.0	25.6
達成率		【-%】	【-%】	【128%】	【79%】	【113%】
4	特定求職者雇用開発助成金の支給終了から1年後における支給対象者の事業主都合離職割合（%）（当該助成金支給終了から1年後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下／毎年度）	2.1 (4.1)	1.6 (3.7)	1.6 (3.4)	1.5 (3.3)	1.9 (3.5)
達成率		【195%】	【231%】	【2.13%】	【220%】	【184%】
【調査名・資料出所、備考等】						
①指標1	資料出所：職業安定局調べによる。					
	備考：「希望者全員が65歳まで働く企業」は、31人以上（平成20年度までは51人以上）規模企業のうち65歳以上定年企業、65歳以上希望者全員継続雇用制度企業及び定年廃止企業を指し、各年度の高年齢者雇用状況報告（毎年6月1日の状況）から把握した。					
	なお、目標値に対する実績の把握は、達成時期の翌年度の高年齢者雇用状況報告から（翌年度の6月1日の状況）から把握する。					
②指標2	資料出所：職業安定局調べによる。					
	備考：公共職業安定所を通じた就職率である。					
	平成19年度までは、就職件数を目標としているので、達成率は算定せず					
③指標3	資料出所：職業安定局調べによる。					
	平成18年度までは、就職件数を目標としているので、達成率は算定せず					
④指標4	資料出所：職業安定局調べによる。					
	備考：特定求職者雇用開発助成金とは、高年齢者や障害者などの就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金相当額の一部の助成を行う制度である。					
	指標の上段は支給対象労働者に係る支給終了後1年経過後の事業主都合離職割合、下段（括弧内）は同時期における雇用保険被保険者の事業主都合離職割合である。					

(指標の分析：有効性の評価)

(1) 指標1について(高齢者等の雇用の安定・促進関連)

高齢者等職業安定対策基本方針（平成21年厚生労働省告示第252号）に基づき、希望者全員が65歳まで働く企業の割合を平成22年度末までに50%とすることを目標としたことを踏まえ、平成21年度においてはその割合を48%とすることを目指し、取組を実施しました。実績については平成22年度高齢者雇用状況報告により把握しますが、平成21年度の同報告では、希望者全員が65歳まで働く企業の割合が44.6%と前年比5.6ポイント増加しており、平成22年度の同報告においてもさらなる増加が見込まれるため、施策目標の達成に向けて進展があったと評価できます。

(2) 指標2について(障害者の雇用の安定・促進関連)

平成21年度のハローワークにおける就職率は、現下の厳しい雇用情勢により対前年度比0.3%ポイント減の16.8%でした。しかしながら一方で、ハローワークにおける就職件数は過去2番目に高い45,257件であり、特に、平成21年度の下半期においては、厳しかった上半期と比べ、大幅に持ち直しています。またトライアル雇用事業を始めとした他の個別目標は達成していることから（5（2）参照）、トライアル雇用事業等を活用した障害者に対するきめ細やかな職業相談・職業紹介が効果的かつ効率的に実施されたものと考えます。

(3) 指標3について(若年者の雇用の安定・促進関連)

平成21年のフリーター数については、6年ぶりに増加し、若年者の就職環境は厳しい状況となっています。こうした状況を踏まえ、フリーター等が安定した職業に就くことができるよう支援を行うことは一層重要となっています。平成21年度においては、ハローワークにおける職業紹介により約25.6万人が正規雇用を実現したところであります、設定目標の22.7万人を上回る結果となりました。これは、一人ひとりの課題に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介等による支援が、若年者の雇用の安定に向けた手段として有効に機能していると評価できます。

(4) 指標4について(就職困難者等の円滑な就職支援関連)

特定求職者雇用開発助成金においては、平成21年度には当該助成金の対象者の事業主都合離職割合（1.9%）が同時期における対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合（3.5%）以下となっており、施策目標を上回る効果を出しています。このように、就職困難者等の事業主都合による離職率が低く抑えられていることで、就職困難者等の雇用の安定等を図ることに寄与していると考えられます。

(効率性の評価)

(1) 指標1について(高齢者等の雇用の安定・促進関連)

改正高齢法により、事業主に対して、65歳までの雇用確保措置の実施が義務づけられたところですが、その具体的な実施については、労使間合意に基づく事業主の自主的取組が基本となっています。

これを推進していくために、各都道府県労働局及び公共職業安定所による雇用確保措置の実施状況及び企業規模に応じた重点的な指導のほか、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の高年齢者雇用アドバイザー等による技術的な相談・援助や定年引上げ等奨励金の活用による事業主への助成措置を行うにより、事業主の負担を軽減しつつ、自主的な取組を促すことで効率的な事業を行っています。

また、65歳までの雇用基盤の確立と「70歳まで働く企業」の創出を確実に図るための取組を総合的に推進するため、労働局が事業主団体等に対し、傘下企業への情報、ノウハウの提供及び制度導入の働きかけを行う事業を委託することにより、事業主団体の傘下企業への影響力を活用するなど、効率的に取組を進めています。

(2) 指標2について（障害者の雇用の安定・促進関連）

- トライアル雇用事業においては、前年度と比べ開始者数及び常用雇用移行率が上昇しているにもかかわらず、決算額では前年度を下回っており、障害者就業・生活センター事業でも前年度と比べ就職件数が伸びているものの、1件あたりの費用は低下している所であり、効率的な事業の実施となっています（5（2）参照）。
- また、障害者の「福祉から雇用へ」を進めるため、これまで雇用・福祉・教育等の関係機関が就労支援に関して連携して、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を一体的に行う「チーム支援」を実施しており、効率的に取り組むことができたものと評価できます

(3) 指標3について（若年者の雇用の安定・促進関連）

フリーターをはじめとする若年者の雇用の安定を促進するためには、①早い段階から職業理解を促進し、学校から職業への円滑な移行を図ること、②フリーター一人ひとりの抱える課題に応じて必要な支援を行い、正規雇用化を図ることが不可欠ですが、①については、学校との密接な連携による高校新卒者等に対する就職支援、②については、フリーター等常用就職支援事業や若年者等トライアル雇用事業など、ハローワークにおいて、フリーターをはじめとする若年者の個々のニーズに応じ、各種就職支援施策を組み合わせて提供できるなど、効率的に取り組むことができたものと評価できます。

(4) 指標4について（就職困難者等の円滑な就職支援関連）

特定求職者雇用開発助成金は、就職困難者の雇い入れにつき、その困難さ度合いに応じて助成率を変更することとしております。そのため必要に応じた負担のみで、指標においては目標を大きく上回る実績を達成することを実現しており、効率的であると言えます。

（今後の方向性）

(1) 高齢者等の雇用の安定・促進

当該施策中目標に係る指標（希望者全員が65歳まで働く企業の割合）は、平成22年度末までに50%とすることを目標とし、平成25年3月までにさらなる普及に努めることとされています。こ

これらの施策については、当該目標達成に向けて、上記の通り有効・効率的に取り組んでいるところであり、高齢者雇用の安定・促進のために、今後も引き続き継続していく必要があります。

（2）障害者の雇用の安定・促進

- 平成21年6月1日現在の民間企業の実雇用率が1.63%となっており、法定雇用率の1.8%を下回っているものの、厳しい雇用情勢の中でも、障害者雇用は進展が見られます。（平成21年障害者雇用状況報告による）法定雇用率の1.8%を下回っているものの、引き続き、法定雇用率の達成に向けた事業主指導を徹底して実施する必要がありますが、その際、実雇用率が大企業に比べて低い水準にある中小企業に対する雇用率達成指導の充実強化を図るとともに、未達成企業を対象とした集団指導を行うなどの取組を着実に実施する必要があります。
- また、精神障害者や発達障害者などの新規求職申込件数が増加していることから、それらの障害特性に応じたきめ細やかな支援の充実を図る必要があります。特に精神障害者については、その新規求職申込件数の増加などを背景として、平成22年度に精神障害者雇用安定奨励金を創設しました。これにより、カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場作りを行った事業主に対して、支援を行っています。今後とも引き続き、障害者の雇用の安定・促進に向け、取り組んでいく必要があります。

（3）若年者の雇用の安定・促進

上記のとおり、雇用失業情勢の悪化に伴い、若年者の就職環境が厳しくなり安定した雇用の確保が懸念される状況を踏まえ、平成22年度においては、フリーター等が安定した職に就くことを目的とした「フリーター等正規雇用化プラン」の推進などにより、若年者の一層の雇用の安定・促進に向けた取り組みを進める必要があります。

（4）就職困難者等の円滑な就職支援

特定求職者雇用開発助成金については、当該助成金支給後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下とすることを施策中目標に係る指標としており、上記のとおり当該目標を達成したこと、有効性及び効率性の観点から就職困難者の円滑な再就職を図る上で良好に機能している。

しかしながら、昨今の雇用失業情勢の悪化に伴い、中小企業事業主における就職困難者等の新規雇用の意欲の低下が懸念されたため、平成21年度には、中小企業事業主の就職困難者の新規雇用に係る助成金の支給額を増額し、就職困難者等の新規雇用の雇用機会の増大に係る支援の拡充を図ったところであり、今後においても引き続き就職困難者の雇用機会の増大に向けた取り組みを行う必要があります。

5. 評価と今後の方向性（施策小目標ごと）

施策小目標ごとの評価と今後の方向性は次のとおりです。指標・目標値の動きは別図を参照下さい。また、個別の事業ごとの評価は別表を参照下さい。指標の出典等は9.参考を参照下さい。

（1）施策小目標1「定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保を図ること」関係

（指標・目標値）

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	希望者全員が65歳まで働く企業の割合（%）（48%以上／平成21年度）※施策中目標に係る指標1と同じ	—	33.0	37.0	39.0	44.6
	達成率	【-%】	【66%】	【74%】	【85%】	【97%】
2	中高年齢者トライアル雇用事業の常用雇用移行率（%）（75%以上／平成21年度）	73.5	75.5	76.2	76.1	77.3
	達成率	【98%】	【101%】	【102%】	【101%】	【103%】
3	シルバー人材センター事業における就業率（%）（80%以上／平成21年度）	82.2	82.9	83.2	82.0	81.0
	達成率	【-%】	【-%】	【-%】	【103%】	【101%】
【調査名・資料出所、備考等】						
①指標1	資料出所：職業安定局調べによる。					
	備考：・「希望者全員が65歳まで働く企業」は、31人以上（平成20年度までは51人以上）規模企業のうち65歳以上定年企業、65歳以上希望者全員継続雇用制度企業及び定年廃止企業を指し、各年度の高年齢者雇用状況報告（毎年6月1日の状況）から把握した。					
	・なお、目標値に対する実績の把握は、達成時期の翌年度の高年齢者雇用状況報告から（翌年度の6月1日の状況）から把握する。					
②指標2	資料出所：職業安定局調べによる。					
	事業概要：再就職が比較的困難な中高年齢者を対象として、求人者が一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、これらの者の常用就職の実現を図ることを目的とした事業であり、試行期間中に求人者に対して奨励金を支給するものである。					
③指標3	資料出所：平成21年度シルバー人材センター事業統計年報（全国シルバー人材センター事業協会）による。					

(事務事業等の概要)

○定年引上げ等奨励金

希望者全員が65歳まで働く企業及び「70歳まで働く企業」の普及等により、働く意欲と能力のある高年齢者が、年齢に関わりなく働き続けることのできる社会を実現することを目的として、次のいずれかに該当する事業主等に助成金を支給します。

- ・65歳以上への定年の引上げ(定年の定めの廃止を含む)、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入又は希望者全員を対象とする65歳前に契約期間が切れない安定的な継続雇用制度の導入を行った中小企業事業主(中小企業定年引上げ等奨励金)
- ・65歳さらに70歳まで働く環境を整備するため、高年齢者の職域拡大、高年齢者の待遇改善又は外部の高年齢者の活用に係る先進的な取組を行う事業主(高年齢者雇用モデル企業助成金)
- ・傘下の中小企業事業主に対する高年齢者雇用確保措置の導入その他必要な雇用環境の整備に係る相談や指導等を行う事業を実施した事業主団体(中小企業高年齢者雇用確保実現奨励金)

定年引上げ等奨励金は、事業主等が定年引上げ等の措置を実施した場合に支給されるものであることから、当該奨励金の利用促進は、施策小目標の「定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保を図ること」に寄与するものです。

○「70歳まで働く企業」推進プロジェクト

事業主団体等を通じて、待遇体系の見直し等に関する助言と、傘下企業に対する定年引上げ等奨励金の活用勧奨、先進企業との経験交流、モデルとなる企業の選定など、65歳までの雇用基盤の確立と「70歳まで働く企業」の創出を確実に図るための取組を総合的に推進することから、施策小目標の「定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保を図ること」に寄与するものです。

(評価と今後の方向性)

- 定年引上げ等奨励金については、65歳前に契約期間が切れない契約形態による希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度を導入した中小企業事業主を支給対象とするなどの拡充を図り、平成21年度においては、平成20年度の11,535件を上回る11,753件の利用があったことから、希望者全員が65歳まで働く企業及び「70歳まで働く企業」の普及等に一定の成果をもたらしたと評価できます。

なお、平成22年度においては、実績が低調な中小企業高年齢者雇用確保実現奨励金を平成21年度限りで廃止し、新たに傘下企業における希望者全員が65歳まで働く企業及び「70歳まで働く企業」の普及等の高年齢者雇用確保措置の充実、高年齢者雇用確保措置の導入その他高年齢者の雇用環境の整備を目的として、助言・情報提供その他の援助を行う事業を実施した事業主団体に対して助成する高年齢者雇用確保実現奨励金を創設しました。また、中小企業定年引上げ奨励金については、制度導入後直ちに助成金を支給する方式を改め、6か

月以上運用を行っていることを支給要件に加えるなど、政策効果の高い事業主に支給を重点化し、限られた財源の中で一層効果的・効率的な活用を図っているところです。

今後とも当該奨励金の効率的・効果的運用により高年齢者の雇用の安定を図ることとしています。

- 「70歳まで働く企業」推進プロジェクトにおいては、予定されていた47都道府県労働局において確実に事業を委託し、実施した結果、対象企業のうち、事業実施前と比較して「70歳まで働く企業」の割合は11.8%、希望者全員が65歳まで働く企業の割合は14.5%増加したことから、全国的に65歳までの安定した雇用機会の確保及び「70歳まで働く企業」の普及・促進を図るために一定の成果をもたらしたと評価できます。

なお、今後は、さらにこうした企業の取組を地域に普及させるために、65歳まで希望者全員の雇用が確保される制度や70歳まで働く制度導入の意義や課題・ノウハウを地域社会で共有し、関係者のコンセンサスを形成する必要があると考えられます。

(2) 施策小目標2「障害者に対するきめ細やかな相談、職業紹介等を実施することを通じて雇用の安定及び促進を図ること」関係

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
4	ハローワークにおける就職率（障害者）（%）（前年度実績以上／平成21年度）※施策中目標に係る指標2と同じ	15.5	17.6	17.5	17.1	16.8
	達成率	【-%】	【-%】	【-%】	【95%】	【98%】
5	障害者トライアル雇用事業の常用雇用移行率（%）（80%以上／平成21年度）	82.0	83.0	82.3	83.4	84.3
	達成率	【-%】	【-%】	【-%】	【104%】	【101%】
6	障害者法定雇用率達成企業割合（%）（50%以上／平成21年度（平成22年6月1日現在））	42.1	43.4	43.8	44.9	45.5
	達成率	【-%】	【103%】	【103%】	【103%】	【101%】
7	障害者就業・生活支援センターにおける就職件数（件）（6,600件以上／平成21年度）	2,524	3,634	4,692	6,234	8,057
	達成率	【-%】	【121%】	【117%】	【122%】	【122%】
【調査名・資料出所、備考等】						
①	指標4	資料出所：職業安定局調べによる。ハローワークを通じた就職率である。 平成19年度までは、就職件数を目標としているので、達成率は算定せず				
②	指標5	資料出所：職業安定局調べによる。 平成19年度までは、就職件数を目標としているので、達成率は算定せず				
③	指標6	資料出所：職業安定局調べによる。 備考：「障害者雇用率達成割合」は、障害者雇用状況報告における障害者雇用率達成企業の割合をいう。				
④	指標7	資料出所：職業安定局調べによる。 備考： <ul style="list-style-type: none">・障害者就業・生活支援センター事業は平成14年度から開始した。・平成21年度の実績は集計中。※8月頃に確定予定				

(事務事業等の概要)

○障害者雇用の促進にむけたハローワークでの取組

事業主等に対しては、障害者雇用の取組段階に応じたきめ細やかな雇用率達成指導を行うことにより、障害者の雇用機会の拡大を図り、また、ハローワークの障害者の求職者に対しては、地域の関係機関と連携して、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行う「チーム支援」を推進することにより、マッチング機能等の充実強化を図り、障害者雇用率の達成と相まって障害者の雇用促進を図っています。

また、障害者雇用施策と障害者福祉施策、特別支援教育との連携の一層の強化を図るため、就労支援セミナーの実施、事業所見学会の実施、職場実習のための事業所面接会の実施、障害者就労支援アドバイザーによる助言を実施しています。

○トライアル雇用

短期間の障害者の試行雇用を通じ、障害者の雇用に対する理解を促進するとともに、障害者の業務遂行の可能性を見極め、試行雇用終了後に常用雇用への移行を進め、就業機会の確保を図っています。

○障害者就業・生活支援センター事業

障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行っています。

(評価と今後の方向性)

○障害者雇用の促進にむけたハローワークでの取組

・ハローワークにおける新規求職申込件数

ハローワークにおける新規求職申込件数は125,888件と前年度比で5.1%上回り、また有効求職者数は157,892件と前年度比で10.0%上回り依然として高い水準にあります（「職業安定局調べ」）。これは厳しい雇用失業情勢の中で、ハローワークに新たに求職申込みをした障害者が増加したためだと考えられます。このように雇用情勢は、依然として厳しい状況にあることから、障害者の就労促進に向け、引き続ききめ細やかな職業相談・職業紹介を行う必要があります。

・ハローワークにおける就職率

平成21年度のハローワークにおける就職率は、現下の厳しい雇用情勢により、対前年度比0.3%ポイント減の16.8%でした。しかしながら一方で、この厳しい雇用情勢においても、各種助成金の支給、職場適応援助者による支援、関係機関と連携した就職支援等の雇用支援策を着実に実施したこと、また、雇用率達成に向けた事業主指導を厳正に実施したこと等により、ハローワークにおける就職件数は過去2番目に高い45,257件であり、特に、平成21年度の下半期においては、厳しかった上半期と比べ、大幅に持ち直しています（「職業安定局調べ」）。

また、障害者の解雇者数についても2,354人（平成20年度は2,774人）と依然として高い水準にありますが、ここ10年間の水準を下回るなど、落ち着きを取り戻しつつあります（「職業安定局調べ」）。これらの現状を踏まえつつ、これまで以上に障害者専門支援員による職場定着状況の

確認による離職の防止及びやむなく離職に至った場合の早期の再就職支援等により、障害者の雇用の安定を図る必要があります。

○障害者トライアル雇用事業

事業主が障害者雇用に取り組むきっかけを作ることができる障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）については、平成21年度にトライアル雇用を開始したものは、8,545人（前年度比2.7%増）となり、同期間にトライアル雇用を終了した7,198人の84.3%である6,436人の障害者の常用雇用を実現しています（「職業安定局調べ」）。

このように、トライアル雇用事業を活用した職業紹介については、障害者の常用雇用の実現に有効的であることから、引き続き、トライアル雇用事業の活用を進めてまいります。

○障害者雇用率制度について

事業主には、社会の一員として身体障害者又は知的障害者に雇用の場を提供するという社会連帯の理念に基づき、社会全体の責務の実現に協力する必要があります。このことから、事業主に一定割合の障害者雇用を義務づけているものが障害者雇用率制度です。平成21年6月1日現在の民間企業の実雇用率は、1.63%（対前年0.04%ポイント増）、法定雇用率達成企業割合は、45.5%（対前年度比0.6ポイント増）であるなど着実な進展がみられます「平成21年障害者雇用状況報告」）。

しかし、依然として、半数以上の企業が未達成となっていることから、平成18年度から実施している新指導基準に基づき、未達成企業に対して厳正な指導を行っているところであり、平成21年度において民間企業に対する雇入れ計画作成命令391件（再計画除く。）、適正実施勧告274件と、雇用率達成指導を厳正に実施したところです。

今後は実雇用率の低い中小企業への指導を強化するなど、引き続き、障害者雇用率達成指導を厳正に実施し、障害者の方々の雇用を促進していきます。

○障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターは雇用、保健、福祉、教育等の連携の下、就職に向けた準備支援や求職活動等の就業面の支援にとどまらず、日常生活の自己管理に関する助言や地域生活、生活設計に関する助言など就業に伴う社会生活及び日常生活上の支援を一体的に提供しています。

平成21年度は41センターを増設して全国で247センターにおいて実施・運営され、64,665人の対象者に対して延べ921,471件の支援を行い、就職件数は8,057件と対前年比で1,823件増加しました（「職業安定局調べ」）。このように、本事業におけるアウトカム指標及びアウトプット指標とも毎年度の目標を達成する等着実な成果をあげており、就業面と生活面の両面にわたり継続的な支援が必要な障害者の円滑な就職及び雇用の継続が図られていると評価できます。

また、障害者の身近な地域において雇用、保健、福祉、教育等の関係機関とのネットワークを形成することで、個々の障害者のニーズに応じて適時適切な就業面又は生活面の支援を提供することが可能となり、地域の資源を有効に活用した効率的な施策の実施を図ることができます。その中で、同事業においては、就業及び日常生活に係る支援を一体的に行うことにより、障害者に

対しワンストップで相談支援が実施されるなど、資源を有効に活用した効率的な施策の実施が図られていると評価できることから、引き続き、設置促進を図りつつ、支援の充実を図ります。

(3) 施策小目標3「若年者の雇用の安定・促進を図ること」関係

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
8	新規高卒者の就職内定率（%） (93.0%以上／平成21年度)	98.1	98.4	98.3	95.6	93.9
	達成率	【101%】	【100%】	【100%】	【98%】	【101%】
9	ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついたフリーター等の数（万人）（22.7万人以上／平成21年度）※施策中目標に係る指標3と同じ	11.9	24.0	17.2	18.0	25.6
	達成率	【-%】	【-%】	【128%】	【79%】	【113%】
10	若年者等トライアル雇用事業の常用雇用移行率（%）（80%以上／平成21年度）	80.0	79.6	80.2	79.4	78.9
	達成率	【100%】	【100%】	【100%】	【99%】	【99%】
【調査名・資料出所、備考等】						
①指標 8						
資料出所：職業安定局調べによる。						
備考：						
・平成20年度以降の就職内定率（目標値に対する実績）は、卒業年の3月末現在の数値である。						
・平成19年度以前の就職内定率（目標値に対する実績）は、卒業年の6月末現在の実績（最終値）である。						
② 指標 9						
資料出所：職業安定局、職業能力開発局調べによる。						
備考：						
・平成17年度については、フリーター20万人常用雇用化プラン（平成17年5月～平成18年4月）に基づき実施した実績である。						
・平成21年度については、速報値である。						
③指標 10						
資料出所：職業安定局調べによる。						

（事務事業等の概要）

・高校新卒者等に対する就職支援

ハローワークに高卒就職ジョブサポーターを配置し、高校訪問等により、未内定者の把握、個別の職業相談などの就職支援を実施。

・ハローワークにおけるフリーター等の正規雇用化支援

ハローワークにおいて、支援対象者一人ひとりの課題に応じて、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施。

・若年者等試行雇用事業（トライアル雇用事業）

職業経験、技能、知識の不足等により就職が困難な若年者について、一定期間（原則3か月）試行的に雇用することにより、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極めるとともに、求職者及び求人者の相互理解を促進し、その後の正規雇用への移行を図る。試行雇用する事業主に対して「試行雇用奨励金」（月額4万円）を支給。

（評価と今後の方向性）

・高校新卒者等に対する就職支援

平成21年度においては、高校新卒者の就職環境が非常に厳しく、平成21年9月時点の就職内定率は37.6%（前年同期比13.4ポイント低下）と前年同期を大きく下回る状況となりましたが、「緊急雇用対策」（平成21年10月23日）及び「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日）に基づき、高卒就職ジョブサポーターの緊急増員などによる新卒者支援の強化を図ったことにより、平成22年3月末時点では93.9%（前年同期比1.7ポイント低下）（職業安定業務統計（厚生労働省））と前年同期との差が縮小しました。

これらのことから、学校等との連携の下、在学中の早い段階からの職業理解の促進から就職活動の準備、就職後の職場定着までの一貫した支援を行う高卒就職ジョブサポーターによる支援が、産業や職業に関する知識・経験に乏しい者が多い高校生にとって、適正な職業選択、円滑な就職活動を行えるようにするために有効な手段であるといえます。さらに、高校生の就職については、学事日程への影響を考慮して、採用活動が適正に行われるようとする観点から選考開始期日が定められ、学校を通じた就職活動をハローワークが支援することとしており、未内定者の迅速な把握等学校との連携を密に行い、未内定者の個々の状況に応じた必要な支援を適時適切に行うことで効率的な業務実施が図られたものと考えられます。今後は、就職が決まらないまま卒業した者に対して、継続的な支援を行うとともに、平成23年3月卒業の新卒者についても、同様に厳しい状況が想定されることから、より一層高校とも連携を図りながら積極的な就職支援を行うことが必要です。

・ハローワークにおけるフリーター等の正規雇用化支援

ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついたフリーター等の数については、約25.6万人と目標値の22.7万人を上回る結果となり、フリーター等の若年者の雇用の安定を図るために効果的に実施されているものと考えます。また、全国のハローワーク等において、フリーター常用就職サポート等の担当者制による一貫した就職支援を実施することは、支援対象者ごとの課題に応じた支援ができるなど、フリーターの正規雇用化の促進に有効かつ効率的な手段と考えます。

今後は、厳しい雇用失業情勢を踏まえ、引き続き、より多くのフリーター等の若年者の正規雇用の実現に向けた支援を行うことが必要です。

・若年者等試行雇用事業（トライアル雇用事業）

若年者等試行（トライアル）雇用事業については、トライアル雇用期間中に企業と若年者相互の理解を深め、正規雇用への移行を図ることができること、正規雇用に当たって十分な見極めができる、また、目標の正規雇用移行率80%をほぼ達成していることから、職業経験、技能、知識等の不足から就職が困難となっている若年失業者等の正規雇用の促進に有効な手段と考えます。また、1人当たり月額4万円（支給期間は3ヶ月を限度）と低い投入コストにもかかわらず、8割近くが正規雇用への移行が達成されたことから、効率的な手段であると考えます。

(4) 施策小目標4「就職困難者等の円滑な就職等を図ること」関係

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）		H17	H18	H19	H20	H21
アウトカム指標						
11	特定求職者雇用開発助成金の支給終了から1年後における支給対象者の事業主都合離職割合（%）（当該助成金支給終了から1年後の事業主都合離職割合が、対象ではない者の事業主都合離職割合以下／毎年度）※施策中目標に係る指標4と同じ	2.1 (4.1)	1.6 (3.7)	1.6 (3.4)	1.5 (3.3)	1.9 (3.5)
	達成率	【195%】	【231%】	【213%】	【220%】	【184%】
12	生活保護受給者等就労支援事業における就職率（%）（60%以上／平成21年度）	41.4 (3,083) (7,455)	60.8 (6,190) (10,181)	54.3 (6,741) (12,422)	53.8 (7,153) (13,288)	51.0 (9,297) (18,226)
	達成率	【目標未設定】	【152%】	【98%】	【94.3%】	【85.0%】
13	ホームレス等就業支援事業によるホームレスの就業者数（人）（1,264人以上／平成21年度）	426	908	1,528	1,317	952
	達成率	【目標未設定】	【202%】	【170%】	【108%】	【75%】
14	日系人就職支援プログラムによる日系人求職者の就職率（%）（36%以上／平成21年度）※21年度限り	—	—	60.7	44.5	35.0
	達成率	【-%】	【-%】	【167%】	【124%】	【97%】
15	ハローワークの支援による留学生の就職人数（人）（330人以上／平成21年度）※21年度限り	—	338	513	392	328
	達成率	【目標未設定】	【113%】	【171%】	【119%】	【99%】
16	外国人コーナー等を利用した外国人求職者の就職率（14%以上／平成22年度）	—	—	—	—	12.6%
	達成率	【目標未設定】	【目標未設定】	【目標未設定】	【目標未設定】	【目標未設定】
【調査名・資料出所、備考等】						
① 指標11 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・指標の上段は支給対象労働者に係る支給終了後1年経過後の事業主都合離職割合、下段（括						

弧内）は同時期における雇用保険被保険者の事業主都合離職割合である。

・平成22年度においても、特定求職者雇用開発助成金の対象者の事業主都合離職割合が対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目指す。

②指標1 2

資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書（職業安定局調べ）による。

備考：

- ・生活保護受給者等就労支援事業は、平成17年度に事業を開始した。

- ・中段（括弧内）は就職者数、下段（括弧内）は支援開始者数（平成19年度以降は支援対象者数）である。

③指標1 3

資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書（職業安定局調べ）による。

備考：ホームレス就業支援事業は、平成17年度に事業を開始した。

④指標1 4

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：平成19年度から開始された取組。

⑤指標1 5

資料出所：職業安定局調べによる。

⑥指標1 6

資料出所：職業安定局調べによる。

平成22年度から開始された取組。

（事務事業等の概要）

・特定求職者雇用開発助成金

高年齢者や障害者などの就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金相当額の一部の助成を行う。

・生活保護受給者等就労支援事業

ハローワークと福祉事務所等が連携して、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、個々の対象者の様態、ニーズ等に応じて、就職支援を行う。

・ホームレス等就労支援事業

「ホームレス」等に対して、就業ニーズに合った仕事の開拓・提供、就業支援相談、生活相談、職場体験講習、セミナー等を実施する。

・日系人就職支援プログラム事業

日系人求職者のうち特に就職の意識が高く、自ら熱心に求職活動を行う用意のある者等の求職者に対し、担当制により、2～3ヶ月間での就職を実現するために、個々のニーズを踏まえた計画的で一貫した支援を行います。

（評価と今後の方向性）

・特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金は、高齢者、障害者その他就職が特に困難な者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する助成措置であり、これらの者の円滑な就職促進に有効です。支給件数はここ数年同水準で推移しており、平成21年度は計93,186件があり、第1期支給決定件数は49,077件となっています。雇入れ後の助成金対象労働者の定着状況の調査（平成18年4月～平成19年3月に雇い入れられた者を対象。）によると、支給対象者と一般被保険者の同時期（平成18年4月1日から平成19年3月31日の間）に雇い入れられた者の雇用維持状況を比較した場合、支給対象者の自己都合を含む離職率は10ポイント以上一般被保険者より少なく、事業主都合による離職に限った場合の支給対象者の離職率は一般被保険者より1.6ポイント少ないという結果でした。このように、就職困難者等の就職促進や事業主都合による離職が低く抑えられていることで、就職困難者等の円滑な就職等を図ることに効果が出ていると評価できます。

また、特定求職者雇用開発助成金は、より就職が困難な重度障害者等には助成率、助成期間が手厚くなっています。雇い入れを行う企業の規模に応じて、中小企業には高率助成を行うとともに、助成率を区別した上で短時間労働被保険者も対象とし、近年の多様な就労形態に対応を図るなど、効率的な運用がなされています。

今後も引き続き、就職困難者の雇用機会の向上のため、制度の運用に取り組んで参ります。

・生活保護受給者等就労支援事業

生活保護受給者の増加、厳しい雇用情勢の影響により、当事業の21年度の就職率は目標の60%に満たない51.0%という結果となったところですが、当事業における支援対象者数と就職者数は、平成20年度が13,288人と7,153人であったところ、平成21年度にはそれぞれ18,226人と9,297人に増加し、ハローワークと福祉事務所等の連携による就労支援の効果が出たと評価できます。

これらを踏まえて、当事業についての体制の整備を図り、事業の一層の実施と就職率の向上等につなげることが必要です。

・ホームレス等就業支援事業

ホームレス等就業支援事業は、地域のホームレスや労働市場、福祉施設等の実情を熟知した地方公共団体、ホームレスの支援に携わるNPO等の民間団体、仕事の開拓に特別なノウハウを有している民間企業などで構成する協議会が実施することにより、それぞれが単独で行うよりも高い自立支援効果をもたらすことが期待できる事業であり、就職困難者であるホームレスの就労支援事業として効率的かつ有効です。

ホームレス等就業支援事業による平成21年度の就業者数は952人であり、目標の1,264人を下回りました。就業者数は年々低下傾向にあり、これは、ホームレス数の減少（事業実施4都府県（東京、神奈川、愛知、大阪）のホームレス数 平成15年16,511人、平成22年9,024人）、厳しい雇用情勢の影響等によるものと考えられます。事業主側の不安等を払拭しつつ求人開拓を行うことにより就業者数の上昇を目指します。

・日系人就職支援プログラム

平成21年度は、雇用失業情勢の改善がみられないことから、本プログラムの対象者（求職者）が増加する一方、これまで日系人労働者の多くが就労してきた製造業分野の生産過程の求人が大きく減少する中で、これに対応したプログラムの内容の見直しを十分に行うことができず、従来どおりのやり方でプログラムを実施していたことから、就職率が減少したものと考えられます。

今後は、以下に重点を置き、従来のプログラムの内容を一部見直すことで、効果的な事業の実施に努め、就職率の上昇を目指します。

- ・日系人求職者がこれまで主に就労してきた、製造業の生産過程以外の産業・働き方に目を向けるよう促します。
- ・今後は、これまでのよう日本語が使えないても就職できるということではなく、ある程度の日本語が使えないことを日系人求職者に理解させ、就労する上で必要な日本語を積極的に学ばせます。
- ・職種の転換を目指す日系人求職者に対しては、職業訓練を受講させるなどして、就職につなげるために必要な知識・スキルの習得を促します。

6. 施策の随時の見直し－現状把握の取組

厚生労働省では、施策の随時の見直しや将来の企画立案に活かすべく、現状把握の取組を行っており、そのうち主なものは以下のとおりです。

月	件名	内容	その後の対応
10月	高年齢者雇用状況報告	6月1日現在の高年齢者の雇用状況について、31人以上規模の企業から報告を受けた。	詳細な現状把握を行うことで、高齢者雇用確保措置の指導等の基礎データとするなど各種施策の分析に活用した。
毎月	定年引上げ等奨励金に係る各種実績把握	・企業規模別及び実施した定年引上げ等の措置内容別の支給件数、支給金額 ・支給企業における常用被保険者数及び60歳以上の常用被保険者数等の実績を毎月取り纏めた。	次年度以降の制度の見直しや運用方法の改善等に活用した。
10月	実施結果報告(中間)	70歳まで働く企業創出事業の委託団体から事業の実施結果状況の報告を受けた。	必要に応じて労働局から委託団体等に支援活動を行った。
翌年4月	実施結果報告(最終)	70歳まで働く企業創出事業の委託団体から事業の実施結果状況の報告を受けた。	必要に応じて労働局から委託団体等に対して継続的に支援活動を行った。
随時	厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の分析	対応状況を、毎週記者発表し、HPに掲載している。 http://www.mhlw.go.jp/iken/bosyu_voice.html	
9月	障害者就業・生活支援センター事業実施状況報告(平成20年度)	平成20年度の実績(206センター)を年報としてとりまとめる。	統計の分析を行い、実績の低下しているセンターについては指導する。
10～11月	ブロック経験交流会議の実施	全国7ブロックで実施。障害者就業・生活支援センターの好事例・議題等の意見交換。	

7. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持／**減額**）
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

特になし

(4) 指標の見直しについて

特になし

8. 有識者の知見の活用について

原案を中央大学大学院戦略経営研究科の大橋勇雄教授にご覧いただき、その際にいただいたご指摘等を踏まえて作成しています。

9. 参考

本評価書中で引用した閣議決定、審議会の指摘、総務省による行政評価・監視に基づく勧告、会計検査院による指摘等や各種のデータは以下のサイトで確認できます。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページです。

3 (1) 関係

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）

http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENT&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1303

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）

http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENT&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1309

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第103号）

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/kourei2/index.html>

○障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第96号）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha04/index.html>

○高年齢者等職業安定対策基本方針（平成21年4月1日厚生労働省告示第252号）

http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENT_S&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1308

○「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）

<http://www5.cao.go.jp/keizai1/2009/0410honbun.pdf>

3(2)関係

○「障害者雇用状況報告」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000002i9x.html>

4関係

○「障害者雇用状況報告」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000002i9x.html>

5(2)関係

○指標4 ハローワークにおける就職率

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000006572.html>

○指標5 障害者トライアル雇用事業

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02/>

○指標6 障害者就業・生活支援センター

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02/>

10. 添付資料等一覧

本評価書の添付資料は以下のとおりです。また、本評価書中で言及した新しい事業や税制改正要望について、事前評価を実施しているものについては掲載先のURLをあわせて示しています。

別図 政策体系 (IV-1-3)

- 別表3-1 「定年引き上げ等奨励金」（事業評価シート）
- 別表3-2 「「70歳まで働く企業」推進プロジェクト」（事業評価シート）
- 別表3-3 「障害者雇用促進費関係経費」（事業評価シート）
- 別表3-4 「障害者試行雇用奨励金」（事業評価シート）
- 別表3-5 「雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施」
(事業評価シート)
- 別表3-6 「生活保護受給者等就労支援事業」（事業評価シート）
- 別表3-7 「高校新卒者等に対する就職支援」（事業評価シート）
- 別表3-8 「フリーター等正規雇用化支援事業」（事業評価シート）
- 別表3-9 「若年者等試行雇用事業」（事業評価シート）
- 別表3-10 「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金等)」
(事業評価シート)
- 別表3-11 「ホームレス等就業支援事業」（事業評価シート）
- 別表3-12 「日系人就職支援プログラム」（事業評価シート）

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標(アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値(達成水準/達成時期)	⑧最新値(年度)【達成率】
基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること							
IV-3-1	職業安定局高齢者雇用対策課(課長:土田浩史)、障害者雇用対策課(課長:山田雅彦)、若年者雇用対策(室長:田中佐智子)室、雇用開発課(課長:水野智親)、就労支援室(室長:川村徹宏)、外国人雇用対策課(課長:野口尚)	IV-3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること	IV-3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること		<施策中目標に係る指標>		
施策小目標1:職業安定局高齢者雇用対策課(土田課長)					1 希望者全員が65歳まで働く企業の割合	48%以上/平成21年度 50%以上/平成22年度	44.6% 【89.2%】 (平成21年6.1報告) ※左記の目標は平成23年6.1報告で達成するもの
					2 公共職業安定所における就職率(障害者)	前年度実績以上/平成21年度 16%以上/平成22年度	16.8% (平成21年度) 【98%】
施策小目標2:職業安定局障害者雇用対策課(山田課長)					3 ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついたフリーター等の数	22.7万人以上/平成21年度 23万人以上/平成22年度	25.6万人 (21年度)
					4 特定求職者雇用開発助成金の支給終了から1年後における支給対象者の事業主都合離職割合	当該助成金支給終了から1年後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下/毎年度	1.9% 21年度 【184%】
					<施策小目標に係る指標>		
施策小目標1:職業安定局高齢者雇用対策課(土田課長)		施策小目標1	定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保を図ること	<ul style="list-style-type: none"> 定年引上げ等奨励金 試行雇用奨励金(中高年齢者トライアル雇用奨励金) シルバー人材センターに対する援助事業費 	希望者全員が65歳まで働く企業の割合 ※施策中目標に係る指標1と同じ	48%以上/平成21年度 50%以上/平成22年度	44.6% 【89.2%】 (平成21年6.1報告) ※左記の目標は平成23年6.1報告で達成するもの
					中高年齢者トライアル雇用事業の常用雇用移行率	75%以上/平成21年度 77%以上/平成22年度	77.3% 【103%】 (平成21年度)
					シルバー人材センター事業における就業率	80%以上/平成21年度 82%以上/平成22年度	81.0% 【101%】 (平成21年度)
施策小目標2:職業安定局障害者雇用対策課(山田課長)		施策小目標2	障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて雇用の安定及び促進を図ること	<ul style="list-style-type: none"> 障害者試行雇用奨励金 ハローワークのマッチング機能の充実・強化 雇用率達成指導の強化・徹底による雇用機会の拡大 雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施 障害者を雇用する場合の機会等の割増償却等 支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却 心身障害者を多数雇用する事業所に係る税額の減額措置 心身障害者多数雇用事業所の用に供する家屋に係る特例措置 	障害者トライアル雇用事業の常用雇用移行率	80%以上/平成21年度 83%以上/平成22年度	84.3% (平成21年度) 【101%】
					ハローワークにおける就職率(障害者) ※施策中目標に係る指標2と同じ	前年度実績以上/平成21年度 16%以上/平成22年度	16.8% (平成21年度) 【98%】
					障害者法定雇用率達成企業割合	50%以上/平成21年度(平成22年6月1日現在) 45%以上/平成22年度(平成23年6月1日現在)	45.5% (平成21年6月1日現在) 【101%】

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標(アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値(達成水準/達成時期)	⑧最新値(年度)【達成率】		
施策小目標3:職業安定局若年者雇用対策室(田中室長)	施策小目標4:職業安定局雇用開発課(水野課長)、職業安定局就労支援室(川村室長)、外国人雇用対策課長(野口課長)	施策小目標3 若年者の雇用の安定・促進を図ること		<ul style="list-style-type: none"> ・高校新卒者等に対する就職支援 ・ハローワークにおけるフリーター等の正規雇用化支援 ・ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施 ・若年者等トライアル雇用事業 ・若年者等正規雇用化特別奨励金 	障害者就業・生活支援センターにおける就職件数	6,600件以上/平成21年度 8,000件以上/平成22年度	8,057件(平成21年度) 【122%】		
					<施策小目標に係る指標>				
					新規高卒者の就職内定率	93.0%以上/平成21年度(平成22年3月卒)	93.9%(22年3月卒)		
						90%以上/平成22年度(平成23年3月卒)			
					ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついたフリーター等の数 ※施策中目標に係る指標3と同じ	22.7万人以上/平成21年度 23万人以上/平成22年度	25.6万人(21年度)		
						80%以上/平成21年度 80%以上/平成22年度	78.9%(21年度) 【99%】		
		施策小目標4 就職困難者等の円滑な就職等を図ること		<ul style="list-style-type: none"> ・特定求職者雇用開発助成金 ・公正採用選考等の推進 ・ホームレス等自立支援 ・刑務所出所者等就労支援 ・生活保護受給者等就労支援 ・母子家庭の母等に対する就労支援 ・中国残留邦人の就職促進 ・難民の就職促進 ・日雇労働者等の対策 ・住居喪失離職者等支援 ・住居・生活総合支援 ・外国人求職者に対するきめ細やかな就職支援の実施 ・実習型雇用支援事業 ・長期失業者支援事業 ・就職活動困難者雇用支援事業 	<施策小目標に係る指標>	当該助成金支給後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下/毎年度	1.9% 21年度 【184%】		
						生活保護受給者等就労支援事業における就職率	60%以上/21年度・22年度 51.0%(21年度) 【85.0%】		
					ホームレス等就業支援事業によるホームレスの就業者数	1,264人以上/平成21年度 1,110人以上/平成22年度	952人(21年度) 【75%】		
						日系人就職支援プログラムによる日系人求職者の就職率 ※21年度限り	36%以上/平成21年度 35.0% (平成21年度)		
					ハローワークの支援による留学生の就職人数 ※21年度限り	330人以上/平成21年度 328人 (平成21年度)			
						外国人コーナー等を利用した外国人求職者の就職率 ※21年度限り	14%以上/平成22年度 12.6% (平成21年度)		
評価予定表				19 実績 【重】	20 モニ 総合 【重】	21 実績 【重】	22 実績 【重】	23 モニ	備考

事業評価シート

予算事業名	定年引上げ等奨励金			事業開始年度	平成19年度			
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課 課長 星 直幸							
根拠法令(具体的な条文(〇条〇項など)も記載)	雇用保険法第62条第1項第3号							
関係する通知、計画等	高年齢者等職業安定対策基本方針(平成21年度厚生労働省告示第252号)							
予算体系	(項) 高齢者等雇用安定・促進費 (大事項) 高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費 (目) 高齢・障害者雇用開発支援事業費補助金							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施							
	<input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:)							
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先:事業主・事業主団体 実施主体:独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構)							
	<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()							
支出先が 独法、公 益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	1/7	常勤役員数	1/6	非常勤役員数	0/1	監事等	0/2
	職員総数	1,517	内、官庁OB	6	役員報酬総額 (平成20年度実績)	103,487千円	官庁OB役員報酬総額 (平成20年度実績)	43,149千円
	積立金等の額	P	内訳	P	今後の活用計画	P		
事業 /制度 概要	目的 (何のために)	65歳以上定年企業等及び「70歳まで働く企業」の普及等により、働く意欲と能力のある高年齢者が、年齢にかかわりなく働き続けることのできる社会を実現することを目的とする。						
	対象 (誰/何を対象に)	高年齢者の雇用の推進に取り組む事業主等						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	<p>①中小企業定年引上げ等奨励金 65歳以上への定年引上げ(定年の定めの廃止を含む)、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入又は希望者全員を対象とする65歳以上までの安定した契約形態による継続雇用制度の導入を行った中小企業事業主に助成金を支給する。さらに、高年齢者の勤務時間の多様化に取り組む事業主に対しては支給額を上乗せする。(導入した制度及び企業規模に応じて10万円から180万円までの間で支給する。)</p> <p>②高年齢者雇用モデル企業助成金 65歳さらに70歳まで働く環境を整備するため、高年齢者の職域拡大、高年齢者の待遇改善又は外部の高年齢者の活用に係る先進的な取組を行う事業主に対して、その取組に要した費用の1/2相当額を助成する。(実施した取組の内容に応じて350万円又は500万円を限度として支給する。)</p> <p>③中小企業高年齢者雇用確保実現奨励金 傘下の中小企業事業主に対して、65歳までの高年齢者雇用確保措置の導入その他必要な雇用環境の整備に係る相談・指導等を実施した事業主団体に対して助成する。(事業主団体の規模、事業に要した費用及び高年齢者雇用確保措置の導入割合に応じて300万円を限度として支給する。)</p>						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	5,536 百万円	担当正職員 臨時職員他	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数		
	人件費	0 百万円		千円		人		
	総計	5,536 百万円		千円		人		
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	1,382						
	H19(決算上の不用額)	93						
	H20(決算額)	7,737						
	H20(決算上の不用額)	-2,188						
	H21(予算(補正込))	10,661						
	H21(決算見込)	8,393						
	H22予算	5,536						
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	補助金 5,536百万円 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構への補助金の負担割合は10/10							

事業評価シート							
予算事業名	定年引上げ等奨励金		事業開始年度	平成19年度			
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課 課長 星 直幸						
事業/制度の 必要性	平成22年度より公的年金の定額部分の支給開始年齢が64歳に引き上げられ、平成25年度には65歳に引き上げられるとともに報酬比例部分の支給開始年齢の引上げが始まるところから、少なくとも65歳までの安定した雇用・就業の場を確保することが喫緊の課題となっている。更に、急速な高齢化の影響により、近い将来、社会を支える労働力が大幅に減少することが懸念され、我が国の経済・社会の活力を維持していくためには、高年齢者が意欲と能力のある限り、年齢に関わりなく働き続けることができる社会を構築していくことが重要である。こうしたことから、希望者全員が65歳まで働く企業及び「70歳まで働く企業」の普及を着実に進めていくことが必要であり、そのためには、当該奨励金による事業主等に対する支援を引き続き行っていく必要がある。						
他省庁、自治体、民間等における類似事業	-						
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担	-						
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績		
		①中小企業定年引上げ等奨励金 (支給件数)	件	2,010	11,527		
アウトカム		②高年齢者雇用モデル助成金 (計画認定件数)	件		24		
		③中小企業高年齢者雇用確保実現奨励金 (支給件数)	件	0	11		
	予算執行率		%	93.3	139.4		
					78.7		
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分析。適宜アウトプット 指標に言及)	達成目標 (指標、達成水準/達成時期)、 実績	【指標】(達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】		
		①中小企業定年引上げ等奨励金 【支給対象企業の雇用する被保険者数に対する60歳以上の被保険者割合】(5%／平成19・20年度、11%／平成21年度)	%	15.5 【310%】	20.9 【418%】		
		②高年齢者雇用モデル助成金 【対象企業の雇用する被保険者数に対する60歳以上の被保険者数割合】(10%／平成21年度)	%		14.4 【144%】		
		③中小企業高年齢者雇用確保実現奨励金 【傘下企業のうち従業員30人未満企業における事業実施後の高年齢者雇用確保措置導入割合】(92%／平成21年度)	%	0 【0%】	87.8 【95%】		
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	定年引上げ等奨励金は、事業主等が定年引上げ等の措置を実施した場合に支給されるものであることから、当該奨励金の利用促進は、施策小目標の「定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保を図ること」に寄与するものである。 平成21年度においては、65歳前に契約期間が切れない契約形態による希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度を導入した中小企業事業主を支給対象とするなどの拡充を図り、平成20年度の11,535件を上回る11,753件の利用があったことから、希望者全員が65歳まで働く企業及び「70歳まで働く企業」の普及等に一定の成果をもたらしたと評価できる。 また、当該奨励金の支給対象企業の雇用する被保険者数に対する60歳以上の被保険者数割合が目標を大幅に上回っており、高年齢者の雇用確保にも寄与しているものと考えられる。					
		平成22年度においては、実績が低調な中小企業高年齢者雇用確保実現奨励金を平成21年度限りで廃止し、新たに傘下企業における希望者全員が65歳まで働く企業及び「70歳まで働く企業」の普及等の高年齢者雇用確保措置の充実、高年齢者雇用確保措置の導入その他高年齢者の雇用環境の整備を目的として、助言・情報提供その他の援助を行う事業を実施した事業主団体に対して助成する高年齢者雇用確保充実奨励金を創設した。また、中小企業定年引上げ等奨励金については、制度導入後直ちに助成金を支給する方式を改め、6か月以上運用を行っていることを支給要件に加えるなど、政策効果の高い事業主に支給を重点化し、限られた財源の中で一層効果的・効率的な活用を図っている。 また、平成23年度においては実績が低調な高年齢者雇用モデル企業助成金を廃止し新たに高年齢者職域拡大等助成金(仮称)を創設するとともに、中小企業定年引上げ等奨励金の支給対象の拡大を行う等、一層効果的・効率的な事業となるよう、必要な制度の見直しを行うとともに、運用の改善を図っていくこととする。					
平成23年度予算の 方針(担当部局案)		(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額		
		平成23年度においては一層効果的・効率的な事業となるよう、必要な制度の見直しを行うこととする。 また、中小企業定年引上げ等奨励金について、平成22年度は、6か月以上運用を行っていることを支給要件に加えた初年度であるため、支給見込額が平年度ベースの半分程度となることから予算額を減額したが、平成23年度は平年度ベースに戻ることとなる。 これらにより平成23年度予算は平成22年度に比べて増額となる見込みである。					
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		-					
特記事項 (事業/制度の沿革、これまでの予算の削減 に向けた取組み、目標達成のための関連事 業等)		平成19年度事業創設					

政策評価体系上の位置付、通し番号

IV-3-1-(10)

事業評価シート

予算事業名	特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金等)			事業開始年度	昭和56年度				
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局雇用開発課長 水野知親								
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	雇用保険法第62条第1項第3号及び第5号、雇用保険法施行規則第110条、雇用対策法第18条第6号、雇用対策法施行令第2条第2号、雇用対策法施行規則第6条の2								
関係する通知、 計画等									
予算体系	(項)高齢者等雇用安定・促進費 (大事項)高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費 (目)雇用安定等給付金								
実施方法	■直接実施								
	□業務委託等(委託先等:)								
	□補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:)								
	□貸付(貸付先:) □その他()								
支出先が 独法、公益 法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/	
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額		
	積立金等の額		内訳			今後の 活用計画			
事業 /制度 概要	目的 (何のために)	高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定就職困難者雇用開発助成金を支給することにより、就職困難者等の円滑な就職等を促進すること等を目的としている。							
	対象 (誰/何を対象に)	支給要件を満たす事業主							
	事業/制度内容 (手段、手法など)	①高年齢者や障害者などの就職困難者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金相当額の一部の助成を行う。(特定就職困難者雇用開発助成金) ②厚生労働大臣が「雇用に関する状況が全国的に悪化した」と認める場合や、雇用情勢が特に厳しい雇用維持等地域の指定が行われた場合に、再就職援助計画(※)の対象者等(45歳以上60歳未満)を雇い入れる事業主(雇用維持等地域指定の場合は、当該地域に所在する事業主)に賃金相当額の一部の助成を行う。(緊急就職支援者雇用開発助成金) ※ 雇用対策法に基づき、1ヶ月に30人以上の離職者が発生する場合に作成し、公共職業安定所に提出することとなっているもの。							
コスト	平成22年度予算額		人件費						
	事業費	35,906 百万円		職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事職員数		
	人件費	- 百万円			担当正職員		千円		人
	総計	35,906 百万円			臨時職員他		千円		人
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年 度	総 額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額						
	H19(決算額)	23,070							
	H19(決算上の不用額)	6,370							
	H20(決算額)	23,439							
	H20(決算上の不用額)	1,628							
	H21(予算(補正込))	62,213							
	H21(決算見込)	27,770							
	H22予算	36,947							
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金等) 36,947百万円								

事業評価シート

予算事業名	特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金等)		事業開始年度	昭和56年度			
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局雇用開発課長 水野知親						
事業/制度の 必要性	雇用失業情勢の厳しい折、高年齢者、障害者その他就職が特に困難な方の雇用機会の増大を図るために必要な施策である。						
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	本事業と類似の事業を行う他省庁、自治体、民間等は把握していない。						
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	地方運輸局や有料・無料職業紹介事業者、無料船員職業紹介事業者における職業紹介により対象労働者が雇用される際に連携を図る。 このほか、他省庁、自治体等とは制度の周知等について連携を図る。						
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績		
		支給件数	件	81,468	83,026		
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】 (達成水準／達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】		
		助成金の支給対象者の事業主都合離職割合が助成金の支給対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合(%) (当該助成金支給終了から1年後の事業主都合離職割合が、対象でない者の事業主都合離職割合以下)	%	1.6 (3.4) 【213%】	1.5 (3.3) 【220%】		
今後 の 方 向 性	事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の 分析。適宜アウトプット 指標に言及)	特定求職者雇用開発助成金においては、平成21年度には当該助成金の対象者の事業主都合割合(1.9%)が同時期における助成金の対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下(3.5%)となっており、施策目標を上回る効果を出している。このように、就職困難者等の事業主都合による離職が低く抑えられていることから、就職困難者等の雇用の安定等を図ることに寄与していると評価できる。					
	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とす る 観点から) (担当部局案)	平成22年度以降においても、制度周知の徹底による活用の促進を図るとともに、平成23年度予算概算要求においては、最近の実績に基づいて積算を行い、より適正な予算規模とする。					
平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持 現状維持	現状維持	減額			
	比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)	-					
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)	<p>〈特定就職困難者雇用開発助成金〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年 制度創設 ・平成13年 公共職業安定所以外にも適切な運用を期することのできる無料・有料の職業紹介事業者の紹介による雇入れも助成の対象とする等の制度改正 ・平成19年 定率助成方式を定額助成方式に変更 ・平成20年 障害者を雇入れた中小企業の助成期間延長 ・平成21年 中小企業に対する助成額拡充 <p>〈緊急就職支援者雇用開発助成金〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年 定率助成方式を定額助成方式に変更 ・夕張市を雇用維持等地域指定 (平成18年12月21日～平成19年12月20日、平成20年4月1日～平成21年3月31日) <p>なお、平成22年度予算額については、対前年度40.6%の削減を図ったところ。</p>						

事業評価シート

予算事業名	日系人就職支援プログラム			事業開始年度	平成19年度				
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局外国人雇用対策課（山田 雅彦課長）								
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	雇用対策法第4条第1項第10号								
関係する通知、 計画等	「生活者としての外国人」に関する総合的対応策								
予算体系	(項)【一般会計】高齢者等雇用安定・促進費／【労働保険特別会計雇用勘定】高齢者等雇用安定・促進費 (大事項)高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費／高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費 (目)諸謝金、高齢者等雇用安定促進業務庁費／諸謝金、庁費								
実施方法	■直接実施								
	□業務委託等（委託先等：）								
	□補助金〔直接・間接〕（補助先：実施主体：）								
	□貸付（貸付先：）□その他（）								
支出先が 独法、公 益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/	
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額		
	積立金等の額			内訳			今後の 活用計画		
事業 /制度 概要	目的 (何のために)	期間を定めない雇用契約の締結等、安定した就労が可能となる就職を実現する							
	対象 (誰/何を対象に)	日系人求職者のうち特に就職の意識が高く、自ら熱心に求職活動を行う用意のある者							
	事業/制度内容 (手段、手法など)	担当制により、2~3ヶ月間での就職を実現するために、個々のニーズを踏まえた計画的で一貫した支援を行う							
コスト	平成22年度概算要求額		人件費						
	事業費	百万円		職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数			
	人件費	149 百万円			担当正職員		千円		人
	総計	百万円			臨時職員他	149,434	千円	38	人
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年 度	総 額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額						
	H19(決算額)	26							
	H19(決算上の不用額)	0							
	H20(決算額)	45							
	H20(決算上の不用額)	2							
	H21(予算(補正込))	86							
	H21(決算見込)	79							
	H22予算(案)	149							
平成22年度 予算(案) (補助金の場合は負担 割合等も)	日系人就職促進ナビゲーター(ハローワーク分)11人については一般・雇用折半で措置し、 日系人就職促進ナビゲーター(ワンストップコーナー分)については雇用勘定のみにて措置しているところ。								

事業評価シート

予算事業名	日系人就職支援プログラム		事業開始年度	平成19年度			
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局外国人雇用対策課（山田 雅彦課長）						
事業/制度の 必要性	本事業を実施している日系人重点支援地域の公共職業安定所9所（群馬局太田所、長野局松本所、岐阜局大垣所、美濃加茂所、静岡局浜松所、愛知局豊橋所、豊田所、刈谷所、三重局四日市所）に来所する外国人の新規求職者数は依然として高い水準（H18：3,452人、H19：4,786人、H20：24,585人、H21：19,265人（職業安定局調べ））にあり、引き続き日系人労働者に対する就職支援を実施する必要性は高い。						
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	把握していない						
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	特になし						
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績	
	予算執行率	%					
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】	
		就職率36%（プログラム終了者のうち就職した者 ／プログラム終了者）	%	60.7 【167%】	44.5 【124%】	35 【97%】	
今後の 方向性	事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)	平成21年度は、雇用失業情勢の改善がみられないことから、本プログラムの対象者（求職者）が増加する一方、これまで日系人労働者の多くが就労してきた製造業分野の生産過程の求人が大きく減少したが、これに対応したプログラムの内容の見直しを十分に行うことができず、従来どおりのやり方でプログラムを実施していたことから、就職率が減少したものと考えられる。					
	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	<p>今後は、以下に重点を置き、従来のプログラムの内容を一部見直すことで、効果的な事業の実施に努め、就職率の上昇を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日系人求職者がこれまで主に就労してきた、製造業の生産過程以外の産業・働き方に目を向ける。 ・今後は、これまでのように日本語が使えないことも就職できるということではなく、ある程度の日本語が使えない場合も就職が難しいことを日系人求職者に理解させ、就労する上で必要な日本語を積極的に学ばせる。 ・職種の転換を目指す日系人求職者に対しては、職業訓練を受講させるなどして、就職につなげるために必要な知識・スキルの習得を促す。 					
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) 現状維持					
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		把握していない					
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		特になし					

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

平成21年度「70歳まで働く企業」創出事業の委託先の状況について

	委託団体	役員総数 (官庁OB/役員 数)	常勤役員数	非常勤役員数	監事等	職員総数	内、官庁OB	役員報酬総額	官庁OB役員 報酬総額	積立金等の額 (千円)	内訳 (千円)	今後の 活用計画
北海道	社団法人北海道高齢・障害者雇用促進協会	0/20	0/0	0/20	0/2	21	9	0	0	0	-	-
青森県	社団法人青森県高齢・障害者雇用支援協会	0/24	0/0	0/24	0/2	12	2	0	0	0	-	-
秋田県	社団法人秋田県雇用開発協会	0/27	0/0	0/27	0/2	14	3	0	0	0	-	-
埼玉県	社団法人埼玉県雇用開発協会	0/25	0/0	0/25	0/2	21	2	0	0	28,878	引当資産等	-
千葉県	社団法人千葉県雇用開発協会	0/23	0/0	0/23	0/2	19	3	0	0	16,975	引当資産等	-
富山県	富山県雇用開発協会	0/30	0/0	0/30	0/4	14	2	0	0	0	-	-
石川県	社団法人石川県雇用支援協会	0/30	0/0	0/30	0/3	16	3	0	0	24,998	引当資産等	-
長野県	社団法人長野県雇用開発協会	0/25	0/0	0/25	0/2	23	7	0	0	0	-	-
愛知県	社団法人愛知県雇用開発協会	0/38	0/0	0/38	0/2	38	7	0	0	44,532	引当資産等	-
京都府	社団法人京都府高齢・障害者雇用支援協会	0/34	0/0	0/34	0/3	17	3	0	0	5,301	引当資産等	-
大阪府	社団法人大阪府雇用開発協会	0/45	0/0	0/45	0/2	31	14	0	0	114,725	公益事業基金 27,497 引当資産等 87,228	-
兵庫県	社団法人兵庫県雇用開発協会	0/31	0/0	0/31	0/2	47	11	0	0	7,532	基本財産 3,515 引当資産等 4,017	-
鳥取県	社団法人鳥取県高齢・障害者雇用促進協会	0/22	0/0	0/22	0/2	10	0	0	0	393	引当資産等	-
島根県	社団法人島根県雇用促進協会	0/30	0/0	0/30	0/2	12	3	0	0	633	引当資産等	-
岡山県	社団法人岡山県雇用開発協会	0/22	0/0	0/22	0/2	41	8	0	0	0	-	-
広島県	社団法人広島県雇用開発協会	0/23	0/0	0/23	0/2	19	9	0	0	0	-	-
香川県	社団法人香川県雇用支援協会	0/33	0/0	0/33	0/3	11	0	0	0	5,241	引当資産等	-
愛媛県	社団法人愛媛高齢・障害者雇用支援協会	0/15	0/0	0/15	0/2	13	3	0	0	1,321	引当資産等	-
高知県	社団法人高知県雇用開発協会	0/21	0/0	0/21	0/2	12	2	0	0	713	引当資産等	-
宮崎県	社団法人宮崎県雇用開発協会	0/18	0/0	0/18	0/2	21	4	0	0	2,155	引当資産等	-
合計	-	0	0	0	0	412	95	0	0	253,397	-	-

※ 平成22年4月1日現在、但し、積立金等の額については、平成21年12月1日現在

事業評価シート

予算事業名	障害者雇用促進関係経費			事業開始年度				
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課 課長 奈尾 基弘							
根拠法令(具体的な条文(〇条〇項など)も記載)	障害者の雇用の促進等に関する法律第6条、第9条～第18条、第43条							
関係する通知、 計画等	重点施策実施5か年計画(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)							
予算体系	(項) 高齢者等雇用安定・促進費 (大事項) 高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費 (目) 諸謝金／高齢者等雇用安定促進業務旅費／委員等旅費／高齢者等雇用安定促進業務庁費							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施							
	<input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:)							
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:)							
	<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()							
支出先が 独法、公 益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳			今後の 活用計画		
事業 /制度 概要	目的 (何のために)	障害者雇用率制度の厳格な運用、及び障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することにより、障害者の就職促進を図ることを目的とする。また、障害者雇用施策と障害者福祉施策、特別支援教育との連携の一層の強化を図るため、福祉施設、特別支援学校に対して、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化を働きかける。さらに、障害者雇用促進に著しく貢献した団体又は個人及び職業更正について成果の著しい障害者に対し厚生労働大臣表彰を行い、その努力を讃えるとともに、障害者の雇用の促進と職業の安定に資することを目的とする。						
	対象 (誰/何を対象に)	障害者及び事業主						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	事業主等に対しては、障害者雇用の取組段階に応じたきめ細かな雇用率達成指導を行うことにより、障害者の雇用機会の拡大を図り、また、ハローワークの障害者の求職者に対しては、地域の関係機関と連携して、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行う「チーム支援」を推進することにより、マッチング機能等の充実強化を図り、障害者雇用率の達成と相まって障害者の雇用促進を図る。また、障害者雇用施策と障害者福祉施策、特別支援教育との連携の一層の強化を図るため、福祉施設、特別支援学校に対して、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化を働きかけるため、就労支援セミナーの実施、事業所見学会の実施、職場実習のための事業所面接会の実施、障害者就労支援アドバイザーによる助言を実施。						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	231 百万円	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	職員構成	従事職員数			
	人件費	414 百万円		担当正職員	千円		人	
	総計	645 百万円		臨時職員他	千円		人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	122						
	H19(決算上の不用額)	44						
	H20(決算額)	511						
	H20(決算上の不用額)	193						
	H21(予算(補正込))	644						
	H21(決算見込)	495						
	H22予算	645						
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	諸謝金 425百万円 高齢者等雇用安定促進業務旅費 39百万円 委員等旅費 5百万円 高齢者等雇用安定促進業務庁費 177百万円							

事業評価シート

予算事業名	障害者雇用促進関係経費		事業開始年度						
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課 課長 奈尾 基弘								
事業/制度の 必要性	障害者の就業に対するニーズが高まっていることに伴い、平成21年度の公共職業安定所における新規求職申込件数、有効求職者数は依然として高い水準にある。また、障害者雇用率制度は、事業主の社会連帯の理念に基づき、各事業主が平等に障害者を雇用すること(雇用義務を満たしている状態)を実現するため、一定割合の障害者雇用を義務づけているものであるが、平成21年6月1日現在の民間企業の法定雇用率達成企業割合は45.5%であるなど、着実な進展がみられるものの、依然として半数以上の企業が未達成となっている。								
他省庁、自治体、民間等における類似事業	-								
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担	ハローワークの障害者の求職者に対して、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行う「チーム支援」を推進するため、ハローワークを中心として地域の障害者福祉施設、特別支援学校等の関係機関と連携している。								
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績			
	予算執行率	%		73.5	72.6	76.6			
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/達成時期)、実績	【指標】(達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】			
		ハローワークにおける就職率(障害者) (前年度実績以上/平成21年度)	%	17.5 【-】	17.1 【95%】	16.8 【98%】			
		障害者法定雇用率達成企業割合 (50%以上/平成21年度(平成22年6月1日現在))	%	43.8 【88%】	44.9 【90%】	45.5 【91%】			
	事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分析。適宜アウトプット指標に言及)	平成21年度のハローワークにおける就職率は、16.8%と、現下の経済情勢の悪化に伴う厳しい雇用情勢や、特に精神障害者や発達障害者等の新規求職申込件数が増加したこと等により、実績目標である前年度実績(17.1%)を超えることができなかった。しかしながら、ハローワークにおける就職件数は前年度を上回る45,257件であるなど、この厳しい雇用情勢において、関係機関と連携した就職支援等を着実に実施したこと等により、障害者の雇用は進んでいる。また、障害者の社会参加が進展する中、障害者の就業に対するニーズが高まっている状況においては、障害者の求職者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施するため、引き続き本事業を継続する必要がある。また、法定雇用率達成企業割合は、45.5%(対前年比0.6ポイント増)と進展が見られるものの、依然として半数以上の企業が未達成となっているため、引き続き雇用率達成に向けた指導を実施する必要がある。ただし、下半期の解雇者数はここ10年間の水準を下回るなど、落ち着きを取り戻しつつある。							
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効果的な事業とする観点から) (担当部局案)	障害者法定雇用率達成企業指導割合は、着実な進展がみられるものの、以前として半数以上の企業が未達成となっていることから平成18年度から実施している新指導基準に基づき、未達成企業に対して厳正な指導を行う。また、新規求職申込件数、有効求職者数は依然として高い水準にあることから、障害者の雇用促進を図るため、引き続き、ハローワークのマッチング機能を充実・強化する。							
	平成23年度予算の方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額				
比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)		-							
特記事項 (事業/制度の沿革、これまでの予算の削減に向けた取組み、目標達成のための関連事業等)		-							

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

事業評価シート

予算事業名	雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施			事業開始年度	平成14年度			
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課地域就労支援室 室長 藤井 礼一							
根拠法令(具体的な条文(〇条〇項など)も記載)	雇用保険法第62条第1項第5号、障害者の雇用の促進等に関する法律第33条							
関係する通知、 計画等	重点施策実施5か年計画(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)							
予算体系	(項)高齢者等雇用安定・促進費 (大事項)高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費 (目)障害者等の雇用の安定・促進に必要な経費							
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:各都道府県労働局が271法人(社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人等と契約))						
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:)						
		<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()						
支出先が 独法、公 益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳			今後の 活用計画		
事業 /制度 概要	目的 (何のために)	障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一體的な支援を行う。						
	対象 (誰/何を対象に)	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施する。 【就業支援】 <input type="checkbox"/> 就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん) <input type="checkbox"/> 求職活動支援 <input type="checkbox"/> 事業所に対する障害者の特性を踏まえた雇用管理に関する助言 【生活支援】 <input type="checkbox"/> 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言 <input type="checkbox"/> 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	1,027 百万円	{} 担当正職員 臨時職員他	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数		
	人件費	2,673 百万円		2,614,208 千円	634	人		
	総計	3,700 百万円		59,204 千円	282	人		
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	1,215						
	H19(決算上の不用額)	28						
	H20(決算額)	2,338						
	H20(決算上の不用額)	171						
	H21(予算(補正込))	3,391						
	H21(決算見込)	2,913						
	H22予算	3,700						
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	諸謝金: 340千円 職員旅費: 4,352千円 委員等旅費: 226千円 庁費: 1,118千円 高齢者等雇用安定促進事業委託費: 3,694,270千円							

事業評価シート

予算事業名	雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施		事業開始年度	平成14年度	
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課地域就労支援室 室長 藤井 礼一				
事業/制度の 必要性	地域において障害者の就業面及び生活面の支援を行う障害者就業・生活支援センターは、他の支援機関にはないその特徴的な機能を活かし、就職から職場定着まで一貫した支援及び働く障害者の交流を行う地域における障害者に身近な支援機関としてその役割は重要性を増している。				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	-				
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	-				
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績
		支援対象障害者数	人	30,943	46,492
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】 (達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】
		就職件数(6,600件)	件	4,692件 (4,000件) 【117%】	6,234件 (5,100件) 【122%】
		就職率(50%以上)	%	57.8 【116%】	49.9 【100%】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		雇用、保健、福祉、教育等の連携の下、就業に伴う社会生活及び日常生活上の支援を一体的に提供する障害者就業・生活支援センターについては、平成21年度は41センターを増設して全国247センターにおいて実施、運営され、64,665人の対象者に対して延べ921,471件の相談支援を行い、就職件数は8,057件と対前年比で1,823件増加している。本事業の指標目標を達成する等の成果を挙げており、就業面と生活面の両面にわたり支援が必要な障害者の就職及び雇用の継続が図られていると評価できる。			
今後 の 方 向 性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	障害者就業・生活支援センターについては、重点実施5か年計画(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)において、平成23年度までに全障害保健福祉圏域へ設置することとされている。地域において就業面及び生活面から支援を行う他の機関にはない特徴的な機能を活かし、就職から職場定着まで一貫した支援を実施していくこととしており、引き続き支援を充実させる必要がある。			
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		-			
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		重点施策実施5か年計画(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定) ※数値目標・達成期間 ・ 設置数: 135箇所(平成19年) → 全障害保健福祉圏域(平成24年) ・ 利用者の就職件数 9,000件程度(平成24年度) ・ 就職率 50%以上(平成24年度)			

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

事業評価シート

予算事業名	生活保護受給者等就労支援事業			事業開始年度	平成17年度				
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局雇用開発課就労支援室 室長 川村 徹宏								
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	雇用保険法第62条第1項第5号								
関係する通知、 計画等	成長力底上げ戦略(平成19年)における「福祉から雇用へ」推進5か年計画								
予算体系	(項)高齢者等雇用安定・促進費 (大事項)就職困難者等の支援に必要な経費 (目)諸謝金、高齢者等雇用安定促進業務旅費、高齢者等雇用安定促進業務庁費等								
実施方法	■直接実施								
	□業務委託等(委託先等:)								
	□補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:)								
	□貸付(貸付先:) □その他()								
支出先が 独法、公益 法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/	
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額		
	積立金等の額		内訳			今後の 活用計画			
事業 /制度 概要	目的 (何のために)	近年の雇用情勢の悪化を受け失業により生活保護受給者等が増加傾向にある中、生活保護受給者等に対する関係機関の連携による就労支援を実施し、職業的自立を促すことを目的とする。							
	対象 (誰/何を対象に)	生活保護受給者及び児童扶養手当受給者							
	事業/制度内容 (手段、手法など)	生活保護受給者及び児童扶養手当受給者の就労による自立を図るため、福祉事務所とハローワークの連携によって就労支援チームを設置し、担当者制による一貫した就労支援等を行う。							
コスト	平成22年度予算額		人件費						
	事業費	213 百万円		職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数			
	人件費	1,282 百万円			担当正職員		千円		人
	総計	1,495 百万円			臨時職員他	1,282	千円	437	人
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年 度	総 額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額						
	H19(決算額)	925							
	H19(決算上の不用額)	36							
	H20(決算額)	1,029							
	H20(決算上の不用額)	69							
	H21(予算(補正込))	1,136							
	H21(決算見込)	1,077							
	H22予算	1,495							
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	一般会計	747百万円							
	(目) 諸謝金	641百万円							
	(目) 高齢者等雇用安定促進業務旅費	4百万円							
	(目) 委員等旅費	5百万円							
	(目) 高齢者等雇用安定促進業務庁費	97百万円							
	労働保険特別会計雇用勘定	747百万円							
	(目) 諸謝金	641百万円							
	(目) 職員旅費	4百万円							
	(目) 委員等旅費	5百万円							
	(目) 庁費	97百万円							

事業評価シート

予算事業名	生活保護受給者等就労支援事業		事業開始年度	平成17年度			
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局雇用開発課就労支援室 室長 川村 徹宏						
事業/制度の 必要性	厳しい雇用失業情勢の中、離職に伴い生活保護を受ける者も増加している状況であり、就労に向けて支援が必要な者については、本事業の活用が必要である。						
他省庁、自治体、民間 等における類似事業							
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	地方自治体の福祉事務所等との連携により就労支援チームを設置し、きめ細かな就労支援を行っている。						
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績	
		支援対象者数	人	12,422	13,288	18,226	
		支援開始者数	人	10,328	11,480	15,355	
	予算執行率		人	6,741	7,153	9,297	
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/達成時期)、 実績	【指標】 (達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】	
		就職率(57%／H19年度、60%／H20, 21, 22年度)	%	54.3 【95.3】	53.8 【89.7】	51.0 【85.0】	
	事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)	生活保護受給者の増加、厳しい雇用情勢の影響により、当事業の21年度の就職率は目標の60%に満たない51.0%という結果となったところであるが、当事業における就職者数は、平成20年度が7,153人であったところ、平成21年度には9,297人に増加し、ハローワークと福祉事務所等の連携による就労支援の効果が出たと評価できる。					
今 後 の 方 向 性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	引き続きハローワークと福祉事務所等が綿密に連携するとともに、支援体制の整備を図り、就職率の向上等を目指す。					
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額		
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		-					
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		-					

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

政策評価体系上の位置付、通し番号	IV-3-1-(11)
------------------	-------------

事業評価シート

予算事業名	ホームレス等就業支援事業			事業開始年度	平成17年度			
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局雇用開発課就労支援室 川村 徹宏							
根拠法令(具体的な条文(〇条〇項など)も記載)	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」 (平成14年法律第105号)							
関係する通知、 計画等								
予算体系	(項)高齢者等雇用安定・促進費 (大事項)就職困難者等の支援に必要な経費 (目)高齢者等雇用安定促進事業委託費							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施							
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:東京ホームレス就業支援事業推進協議会等)							
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:)							
	<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input type="checkbox"/> その他()							
支出先が 独立、公益 法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳				今後の 活用計画	
事業 /制度 概要	目的 (何のために)	ホームレスや終夜営業のインターネットカフェ等の施設を主たる起居の場所としている住居喪失不安定就労者を対象とし、住居確保の支援を行いながら個別の相談等の実施による就業支援を実施することにより、安定した雇用機会の確保を促進する。						
	対象 (誰/何を対象に)	ホームレス及び住居喪失不安定就労者						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	ホームレスや住居喪失不安定就労者を対象とした総合的支援を実施するため、特に全国で対象者の数が多い地区(※)において、国から地方公共団体や関係団体等から構成される「協議会」に対し、対象者に対する個別の相談等の実施による就業支援、臨時の・軽易な仕事及び求人の開拓、求人情報の収集等の支援事業を委託しているものである。 (※・・・東京、神奈川、愛知、大阪地区)						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	421 百万円	担当正職員	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事職員数	
	人件費	21 百万円		12,315 千円	4	人		
	総計	442 百万円		臨時職員他	8,280 千円	4	人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	284						
	H19(決算上の不用額)	59						
	H20(決算額)	359						
	H20(決算上の不用額)	57						
	H21(予算(補正込))	405						
	H21(決算見込)	356						
	H22予算	442						
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	委託費 442百万円 (委託事業実施地区:東京、神奈川、愛知、大阪)							

政策評価体系上の位置付、通し番号	IV-3-1-(11)
------------------	-------------

事業評価シート

予算事業名	ホームレス等就業支援事業		事業開始年度	平成17年度			
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局雇用開発課就労支援室 川村 徹宏						
事業/制度の 必要性	<p>「ホームレスの実態に関する全国調査」(平成19年4月)によると、就業意欲がありながら野宿生活を余儀なくされている者が多数存在しており、これらの者に対して就業機会の確保を図るとともに、就業による自立を促進するための支援策を講じる必要がある。</p> <p>また、「住居喪失不安定就労者等の実態に関する調査報告書」(平成19年8月)によると、住居を失い寝泊まりのためにインターネットカフェ・漫画喫茶を常連的に利用する「住居喪失者」のうち就業者の約6割の者が、転職のために求職活動をしているか、今後求職活動をする予定としており、これらの者に対して、住居確保の支援を行いながらより安定した雇用機会の確保を促進するための支援策を講じる必要がある。</p>						
他省庁、自治体、民間 等における類似事業							
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	地方自治体、民間団体等を構成員とする団体(協議会)に委託し、事業を実施している。						
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績	
		支援対象者数(相談件数)	人	11,519	13,182	16,507	
		求人開拓件数	件	2,067	3,192	2,775	
		職場体験講習	件	1,030	1,091	989	
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】(達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】	
		就業者数【目標1,264人以上/平成21年 度実績】	人	1,528人 【170%】	1,317人 【108%】	952人 【75%】	
今後 の 方 向 性	事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の 分析。適宜アウトプット 指標に言及)	ホームレス等就業支援事業による平成21年度の就業者数は952人であり、目標の1,264人を下回った。就業者数は年々低下傾向にあり、これは、ホームレス数の減少(事業実施4都府県(東京、神奈川、愛知、大阪)のホームレス数 平成15年16,511人、平成22年9,024人)、厳しい雇用情勢の影響等によるものと考えられる。					
	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とす る観点から) (担当部局案)	平成22年度予算においては、事業の支援メニューである「職場体験講習」を積極的に実施することにより、事業主の不安感の払拭及び支援対象者における就職意欲の向上を図ることを目指すこととしている。					
今後 の 方 向 性	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額		
	比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)	-					
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		-					

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

事業評価シート

予算事業名	フリーター等正規雇用化支援事業			事業開始年度	平成17年度			
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局若年者雇用対策室 室長 田中佐智子							
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	雇用保険法第62条第1項第5号							
関係する通知、 計画等								
予算体系	(項)高齢者等雇用安定・促進費 (大事項)高年齢者等就業機会確保事業の実施等に必要な経費 / 若年者等の雇用の安定・促進に必要な経費 (項)高齢者等雇用安定・促進費 (大事項)高年齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費 / 若年者等の雇用の安定・促進に必要な経費 (目)諸謝金/委員等旅費/庁費/土地建物借料/委託費							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等 :) <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先 : 実施主体 :) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先 :) <input type="checkbox"/> その他()							
支出先が 独法、公益 法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳			今後の 活用計画		
事業 /制度 概要	目的 (何のために)	不安定な就労を繰り返すフリーター等の正規雇用化を図ることにより、雇用の安定を促進する。						
	対象 (誰/何を対象に)	不安定な就労を繰り返すフリーター等						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	不安定な就労を繰り返す概ね40歳未満のフリーター等に対して、ハローワークにおいて支援対象者一人ひとりの課題に応じて、就職活動に関する個別相談・指導助言、求人の確保、グループワーク方式による就職活動方法等の習得、模擬面接、職業相談・職業紹介、職場定着からなる支援メニューを組み合わせ、担当者制により正規雇用化に向けた一貫した支援を実施する。						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	375 百万円		{} 職員構成 担当正職員 臨時職員他	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数		
	人件費	865 百万円				千円		人
	総計	1,240 百万円				865,305 千円	319	人
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	—						
	H19(決算上の不用額)	—						
	H20(決算額)	990						
	H20(決算上の不用額)	213						
	H21(予算(補正込))	1,258						
	H21(決算見込)	集計中						
	H22予算	1240						
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	一般会計 (目) 諸謝金 352百万円 (目) 委員等旅費 1百万円 (目) 庁費 73百万円 (目) 土地建物借料 56百万円 (目) 委託費 15百万円 労働保険特別会計雇用勘定 (目) 諸謝金 528百万円 (目) 委員等旅費 1百万円 (目) 庁費 109百万円 (目) 土地建物借料 83百万円 (目) 委託費 22百万円							

事業評価シート

予算事業名	フリーター等正規雇用化支援事業		事業開始年度	平成17年度			
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局若年者雇用対策室 室長 田中佐智子						
事業/制度の 必要性	<p>若者の安定した雇用が実現できないと若者の職業能力が蓄積されず、中長期的な競争力・生産性の低下といった経済基盤の崩壊はもとより、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、ひいては社会不安の増大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない。</p> <p>このため、不安定な就労を繰り返すフリーター等の正規雇用化を進める必要があるが、こうしたフリーター等は職業経験の不足等により、就職活動をうまく進めることができないため、支援対象者一人ひとりの課題に応じ、就職活動に関する助言指導(フリーターとしての職務経験を活用した企業へのPR方法に係る助言など)をはじめ、担当者制によるきめ細かな相談を行うことが重要である。</p> <p>本事業に係る予算のほとんどは担当者制による支援を行う相談員の人事費であり、雇用失業情勢の悪化に伴い求職者が増加する中、職業経験の乏しいフリーター等がより就労困難となることに加え、学卒求人が半減する中、未就職のまま卒業しフリーター化する若者も増大するおそれがあることから、これを廃止・削減すればフリーター等に対する支援は非常に困難となる。</p> <p>なお、本事業は、民主党政策インデックスにおいて、若者の雇用就労支援として、「民主党は、自立を希望する若者にマンツーマンの就労支援を行うため、①個人アドバイザーによる職安での就労支援、(以下略)」と掲げられているところ。</p>						
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	—						
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	—						
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績	
		—					
	予算執行率	%		59.4	89.1	集計中	
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】(達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】	
		ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついたフリーター等の数(22.7万人以上/平成21年度)	万人	17.2 【128%】	18.0 【79%】	25.6 【113%】	
	事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)	<p>ハローワークの職業紹介により正規雇用に結びついたフリーター等の数職業紹介により正規雇用に結びついたフリーター等の数については、約25.6万人と目標値の22.7万人を上回る結果となり、フリーター等の若年者の雇用の安定を図るために効果的に実施されているものと考える。</p> <p>また、全国のハローワーク等において、フリーター常用就職サポート等の担当者制による一貫した就職支援を実施することは、支援対象者ごとの課題に応じた支援ができるなど、フリーターの正規雇用化の促進に有効かつ効率的な手段と考える。</p> <p>今後は、厳しい雇用失業情勢の悪化を踏まえ、引き続き、より多くのフリーター等の若年者の正規雇用の実現に向けた支援を行うことが必要である。</p>					
今後 の 方 向 性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	平成21年度の事業仕分けの結果を踏まえ、平成22年度予算において支援メニューの統廃合を行うなどの見直しを図ったところである。平成23年度予算要求においては、担当者制による個別支援を徹底することにより、フリーター等の正規雇用化に向けた一層の取組の推進を図る。					
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額		
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		—					
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		—					

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

事業評価シート

予算事業名	若年者等試行雇用事業			事業開始年度	平成13年度			
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局若年者雇用対策室 室長 田中佐智子							
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	雇用保険法第62条第1項第5項							
関係する通知、 計画等								
予算体系	(項)高齢者等雇用安定・促進費 (大事項)高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費 (目)庁費／雇用安定等給付金							
実施方法	■直接実施							
	□業務委託等(委託先等:)							
	□補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:)							
	□貸付(貸付先:) □その他()							
支出先が 独法、公益 法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳			今後の 活用計画		
事業 /制度 概要	目的 (何のために)	下記対象者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることにより、雇用の安定を促進する。						
	対象 (誰/何を対象に)	職業経験、技能、知識等から就職が困難な40歳未満の若年者等						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	上記対象者を一定期間(原則3ヶ月)試行的に雇用する事業主に対し、試行雇用奨励金(対象者一人につき月額4万円)を支給。試行雇用(トライアル雇用)により、業務遂行に当たっての適性や能力などの見極めや、求職者及び求人者の相互理解を促進し、その後の正規雇用への移行を目指す。						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	3,679 百万円		職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数		
	人件費	百万円			担当正職員	千円	人	
	総計	3,679 百万円			臨時職員他	千円	人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年 度	総 額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	4,379						
	H19(決算上の不用額)	1,436						
	H20(決算額)	3,509						
	H20(決算上の不用額)	3,339						
	H21(予算(補正込))	7,752						
	H21(決算見込)	4,317						
	H22予算	3,679						
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	一般会計 (目) 庁費 85千円 労働保険特別会計雇用勘定 (目) 雇用安定等給付金 3,679百万円							

事業評価シート

予算事業名	若年者等試行雇用事業	事業開始年度	平成13年度			
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局若年者雇用対策室 室長 田中佐智子					
事業/制度の 必要性	本事業は、試行雇用(トライアル雇用)という形で就職困難な若年者等の雇用についての事業主のハードルを下げることによって、雇用機会を創出しつつ、当該試行雇用期間中に企業と若年者等が互いに理解を深め、正規雇用に当たっての十分な見極めを可能とすることにより、その雇用を安定的なものとしているものであり、職業経験等が不足しているフリーターをはじめとする若年者等の雇用の安定を促進するために必要な事業である。					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	—					
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	—					
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		トライアル雇用開始者数	万人	4.2	4.1	5.3
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】 (達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		常用雇用移行率 (80%以上/平成21年度)	%	80.2 【100%】	79.4 【99%】	78.9 【99%】
今後 の 方 向 性	事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)	若年者等試行(トライアル)雇用事業については、トライアル雇用期間中に企業と若年者相互の理解を深め、正規雇用への移行を図ることができること、正規雇用に当たって十分な見極めができ、また、目標の常用雇用移行率80%をほぼ達成していることから、職業経験、技能、知識等の不足から就職が困難となっている若年失業者等の正規雇用の促進に有効な手段と考える。 また、1人当たり月額4万円(支給期間は3か月を限度)と低いコストにもかかわらず、8割近くが正規雇用への移行が達成できることから、効率的な手段であると考える。				
	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とす る 観点から) (担当部局案)	トライアル雇用開始者数は、平成20年度4.1万人、平成21年度は5.3万人で対前年比29.4%増で推移しており、トライアル雇用のニーズが増大している。また、トライアル雇用終了後の正規雇用移行率はほぼ8割で推移しており、職業経験、技能、知識等の不足から就職が困難となっている若年失業者等の正規雇用の促進に有効な手段となっている。このため、学卒未就職者やフリーター等就職が困難な若年者等の厳しい状況が続くことが見込まれる中、その就職促進を図るために引き続き実施していく必要がある。 また、予算額については、行政刷新会議による事業仕分けの結果を踏まえ、平成22年度においては、全額雇用勘定で措置することとしたところ。平成23年度予算要求においては、平成21年度及び22年度の直近の実績を踏まえ、支給対象者数を増員要求し、トライアル雇用の一層の活用を促進する。				
平成23年度予算の 方針(担当部局案)		(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		—				
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		<ul style="list-style-type: none"> 平成13年12月 事業開始 (対象年齢は30歳未満、奨励金支給額の単価月5万円) 平成16年10月 対象年齢を35歳未満に引上げ 平成18年4月 いわゆるニートの数が高止まりしていることから、長期若年無業者を対象者に追加し、短時間勤務によるトライアル雇用を実施 平成19年4月 単価を月4万円に引下げ 平成20年12月 就職氷河期に正社員になれなかつた若者が30代後半を迎えている状況に鑑み、対象者年齢を40歳未満に引上げる等の事業を拡大 平成21年4月 対象者から実績の低調な長期若年無業者を廃止 平成22年度 大幅に予算減額 				

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

事業評価シート

予算事業名	高校新卒者等に対する就職支援			事業開始年度	平成13年度				
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局若年者雇用対策室 室長 田中佐智子								
根拠法令(具体的な条文(〇条〇項など)も記載)									
関係する通知、 計画等	雇用保険法第62条第1項第5号								
予算体系	(項)高年齢者等雇用安定・促進費 (大事項)高年齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費 若年者等の雇用の安定・促進に必要な経費 (目)諸謝金／業務旅費／委員等旅費／庁費／土地建物借料／委託費								
実施方法	■直接実施								
	□業務委託等(委託先等:)								
	□補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:)								
	□貸付(貸付先:) □その他()								
支出先が 独法、公 益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/	
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額		
	積立金等の額		内訳			今後の 活用計画			
事業 /制度 概要	目的 (何のために)	学校と連携を図りつつ高校新卒者等に対する就職支援を実施し、高校新卒者等の適切な職業選択及び早期就職の実現を図る。							
	対象 (誰/何を対象に)	高校新卒者等							
	事業/制度内容 (手段、手法など)	ハローワークに高卒就職ジョブサポーターを配置し、学校訪問等により高校新卒者等に対する求人情報の提供、個別相談等きめ細かな就職支援を実施する。高卒者就職支援システムを運用し、インターネットを活用した求人情報等の提供を行う。また、企業と新卒者等とのマッチングの機会等を設けるため就職面接会等を開催する。							
コスト	平成22年度予算額		人件費						
	事業費	632 百万円		職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数			
	人件費	2,050 百万円			担当正職員		千円		人
	総計	2,681 百万円			臨時職員他	2,049,642	千円	779	人
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額						
	H19(決算額)	—							
	H19(決算上の不用額)	—							
	H20(決算額)	1,748							
	H20(決算上の不用額)	76							
	H21(予算(補正込))	1,873							
	H21(決算見込)	集計中							
	H22予算	2,681							
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	一般会計 (目)諸謝金 1,026百万円 (目)業務旅費 2百万円 (目)委員等旅費 12百万円 (目)庁費 210百万円 (目)土地建物借料 0百万円 (目)委託費 0百万円		労働保険特別会計雇用勘定 (目)諸謝金 1,026百万円 (目)職員旅費 3百万円 (目)委員等旅費 9百万円 (目)庁費 392百万円 (目)土地建物借料 0百万円 (目)委託費 0百万円						

事業評価シート

予算事業名	高校新卒者等に対する就職支援		事業開始年度	平成13年度			
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局若年者雇用対策室 室長 田中佐智子						
事業/制度の 必要性	産業や職業に関する知識・経験に乏しい者が多い高校生が、適正な職業選択、円滑な就職活動を行えるようにするために、高卒就職ジョブサポーターが、学校等との連携の下、在学中の早い段階から職業理解の促進から就職活動の準備、就職後の職場定着までの一貫した支援を行うために必要な事業である。						
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	—						
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	—						
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績		
		高卒就職ジョブサポーターの相談件数	件	—	454,651 集計中		
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】 (達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】		
		新規高卒者の就職内定率 (93%以上/平成21年度)	%	98.3 【100%】	95.6 【98%】		
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分析。適宜アウトプット 指標に言及)		H21年度実績 【達成率】					
		93.9 【101%】					
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	平成22年度からは、高校新卒者の就職支援に係る事業については、「高校新卒者に対する就職支援」として整理・統合し、総合的に評価することとした。 また、平成23年度予算要求においては、高卒・大卒就職ジョブサポーターの統合等により、柔軟に必要な相談ができる体制とし、就職支援の更なる強化を図る。					
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額		
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		—					
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		—					

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

事業評価シート

予算事業名	障害者試行雇用奨励金			事業開始年度	平成11年度			
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課							
根拠法令(具体的な条文(〇条〇項など)も記載)	障害者の雇用の促進等に関する法律第6条、第9条、第10条、第11条 雇用対策法第4条第1項第8号							
関係する通知、 計画等								
予算体系	(項)高齢者等雇用安定・促進費 (大事項)高年齢者就業機会確保事業の実施等に必要な経費 (目)試行雇用奨励給付金							
実施方法	■直接実施							
	□業務委託等(委託先等:)							
	□補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:)							
	□貸付(貸付先:) □その他()							
支出先が 独法、公 益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額			内訳			今後の 活用計画	
事業 /制度 概要	目的 (何のために)	短期間の障害者の試行雇用を通じ、障害者の雇用に対する理解を促進するとともに、障害者の業務遂行の可能性を見極め、試行雇用終了後に常用雇用への移行を進め、就業機会の確保を図るものである。						
	対象 (誰/何を対象に)	障害者の試行雇用を実施する事業主						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	(1) 実際の職場に障害者を短期の試行雇用の形で受け入れてもらい、事業主の障害者雇用に対する理解を積極的に推進するとともに、障害者の業務遂行の可能性を見極めることにより、一般雇用への移行を促進する。 (2) 試行雇用は3か月間とし、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結する。 (3) 公共職業安定所の紹介により、試行雇用を実施する事業主に対して、奨励金を支給する。奨励金の額は対象障害者1人当たり1か月4万円とする。						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	994 百万円		職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数		
	人件費	百万円			担当正職員	千円	人	
	総計	994 百万円			臨時職員他	千円	人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年 度	総 額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	716						
	H19(決算上の不用額)	186						
	H20(決算額)	796						
	H20(決算上の不用額)	276						
	H21(予算(補正込))	1,072						
	H21(決算見込)	768						
	H22予算	994						
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	試行雇用奨励給付金 994百万円							

事業評価シート

予算事業名	障害者試行雇用奨励金		事業開始年度	平成11年度			
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課						
事業/制度の 必要性	障害者雇用の取組が遅れている事業所では、障害者雇用の経験が乏しいために、障害者に合った職域開発、雇用管理等のノウハウがなく、障害者を雇い入れることを躊躇する面もあるところである。このため、これらの事業所に対して、短期間の障害者の試行雇用を通じ、障害者の雇用に対する理解を促進とともに、障害者の業務遂行の可能性を見極め、試行雇用終了後に常用雇用への移行を進め、就業機会の確保を図る必要がある。						
他省庁、自治体、民間等における類似事業	-						
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担	-						
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績	
		常用雇用移行率	%	82.3	83.4	84.3	
		開始者数	人	7,744	8,321	8,545	
	予算執行率		%	79.3	74.3	71.7	
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/達成時期)、 実績	【指標】(達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】	
		常用雇用移行率(80%)	%	82.3 【103%】	83.4 【104%】	84.3 【101%】	
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分析。適宜アウトプット 指標に言及)		トライアル雇用終了後の常用雇用移行率が8割を超えており、障害者の一般雇用について有効な手段と認識していることから、引き続き事業を実施していく。					
今後 の 方 向 性	見直しの方向性 (より効率的・効果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	予算執行率を勘案し予算額を設定する。					
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持 減額			
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		-					
特記事項 (事業/制度の沿革、これまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達成のための関連事業等)		-					

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載